

飛鳥・奈良時代の陸奥北辺

—移民の時代—

村 田 晃 一

I. はじめに

宮城県域における飛鳥・奈良時代の律令制の北進のあり方は一様ではなかった。近年の考古学の研究成果によると、本県の中に地域差が存在したことがわかってきている(註1)。このため律令制は段階的に評・郡を設置して支配領域を北に拡大した(今泉:1992)とみられる。とりわけ東北地方北部の影響が認められる仙台以北の地域では、陸奥南部はもちろん坂東と密接にかかわりながら律令制が北進していった。

本稿は、飛鳥・奈良時代に陸奥北辺であった宮城県域の様相とそれに対する律令制の北進のあり方について、在地土師器・関東系土師器・住居構造・集落の分析を中心として検討を試みる。

II. 土師器の地域性

1. 7世紀後葉から8世紀の土師器変遷

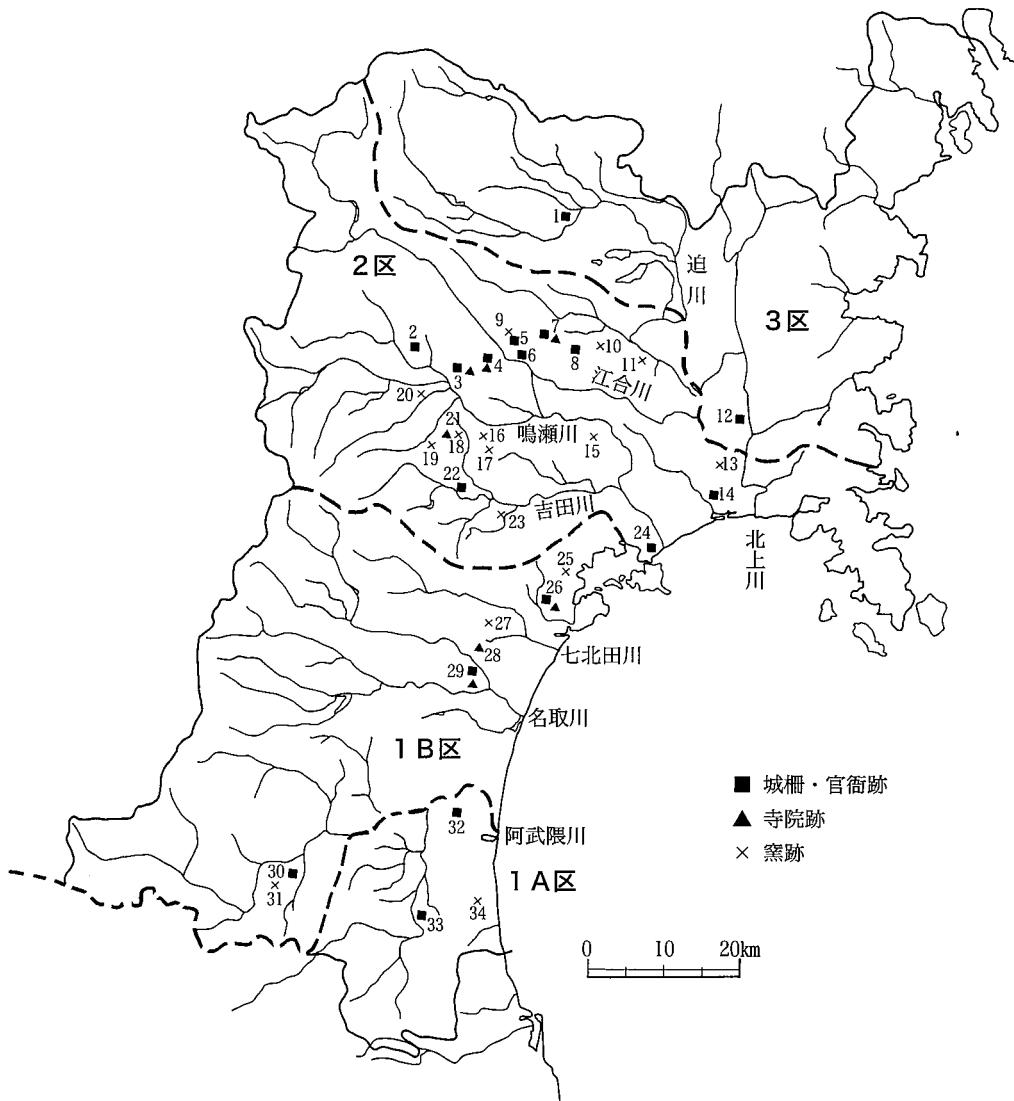
宮城県域の7世紀後葉から8世紀代における在地土師器の変遷をみていく(註2)。土師器は須恵器に較べて在地生産という特徴があることから、そこに地域差を認め易い。ここでは時期区分を7世紀後葉～8世紀初頭、8世紀前半、8世紀後半とし(註3)、地域は郡単位で宮城郡以南の南部、黒川以北十郡の中部(註4)、栗原・桃生・登米・気仙郡の北部という3地域に大別(第1図)して土師器変遷をみていく(註5)。

1区：南部(宮城郡以南)(註6)

【7世紀後葉～8世紀初頭】(第2図)

仙台市郡山遺跡II期官衙段階、蔵王町塩沢北遺跡1・2号住居跡出土資料を基準とする。器種は壺・高壺・椀・鉢・甕・甌などがある。壺は丸底で外面に段をもつが、内面は屈曲しないものが主体である。これらの口縁部は、外傾もしくは内弯気味に外傾する。これに無段の丸底や平底が伴う。須恵器模倣や内外面に段をもつ丸底壺はこの段階で姿を消す。有段丸底の外面調整は、ほとんどが段以上の口縁部がヨコナデ、以下の体～底部はヘラケズリである。

椀は法量に大・小がある。内面だけでなく外面を黒色処理したものが多い。銅椀の模倣であり、墳墓や寺院、官衙から多く出土する。高壺も墳墓や寺院、官衙から出土する。長

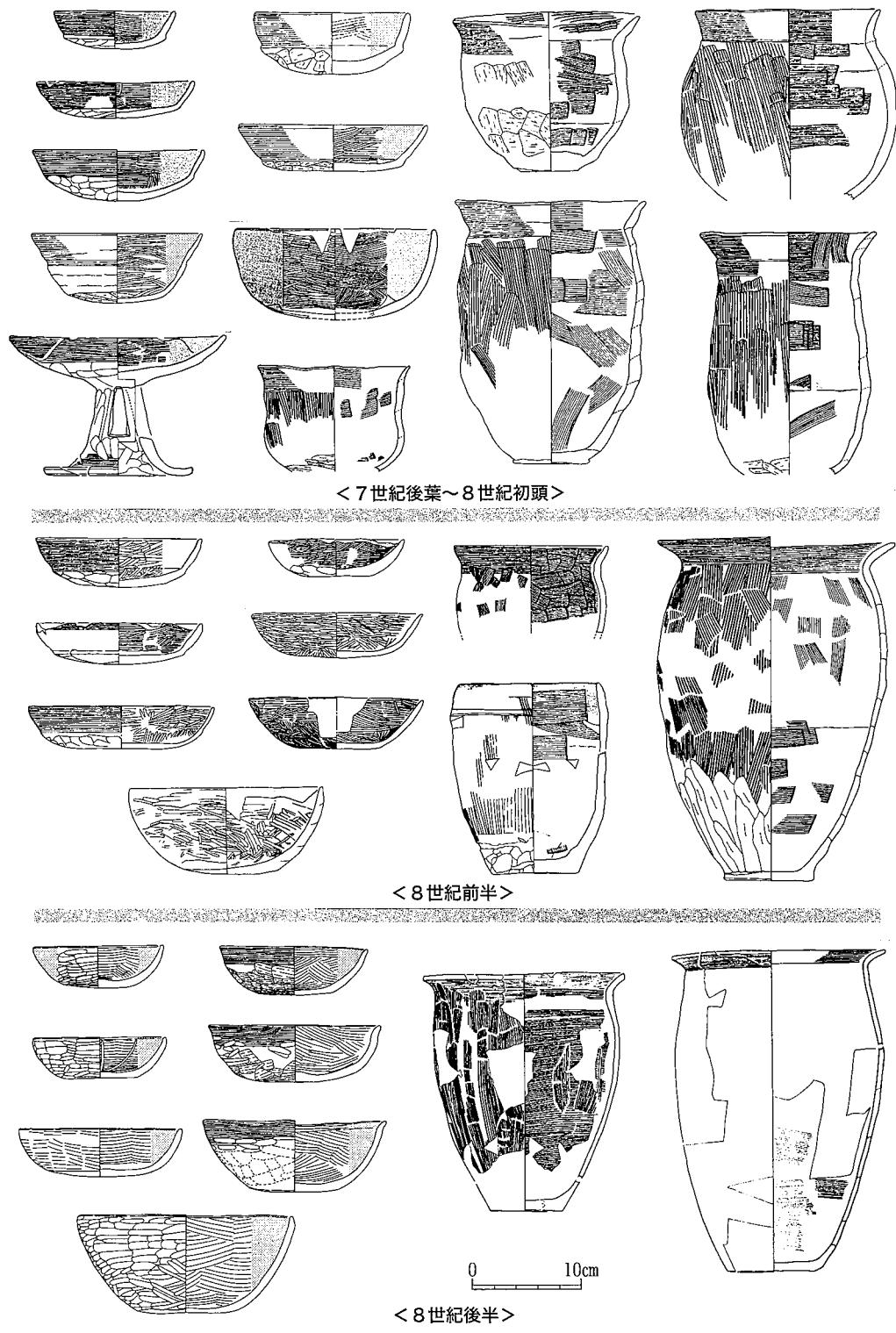


No.	遺跡名	No.	遺跡名	No.	遺跡名	No.	遺跡名
1	伊治城跡	8	新田柵跡	18	官林・愛宕山窯跡(多賀城創建前)	27	台原・小田原窯跡群
2	東山遺跡(推定美郡家)	9	大吉山窯跡(多賀城創建期)	19	土器坂窯跡(多賀城創建前)	28	陸奥国分寺跡
3	城生柵跡(推定色麻柵)	10	木戸窯跡群(多賀城創建期)	20	高根窯跡(多賀城創建前)		陸奥国分尼寺跡
	菜切谷廃寺跡(付属寺院)	11	長根窯跡群	21	一の関遺跡(寺院跡)	29	郡山遺跡(推定陸奥国府)
4	名生館遺跡(推定玉造郡家)	12	桃生城跡	22	一里塚遺跡(推定黒川郡家)		郡山廃寺跡
	伏見廃寺跡(付属寺院)	13	須江窯跡群	23	鳥屋窯跡群	30	大畠遺跡(推定刈田郡家)
5	杉の下遺跡(小寺遺跡を含む)	14	赤井遺跡(推定牡鹿柵・牡鹿郡家)	24	亀岡遺跡	31	兀山窯跡群
6	南小林遺跡	15	下伊場野窯跡(多賀城創建期)	25	春日・大沢窯跡群	32	三十三間堂遺跡(推定亘理郡家)
7	宮沢遺跡(推定玉造柵)	16	日の出山窯跡群(多賀城創建期)	26	多賀城跡 多賀城廃寺跡	33	角田郡山遺跡(推定伊具郡家)
	三輪田遺跡(付属寺院)	17	大衡窯跡群			34	合戦原窯跡群

第1図 地域区分

脚で透かしをもつものが残るが、鉢とともににおおむね本段階で姿を消す。

甕は法量に大・中・小がある。大型は長胴形が主体であり、なかでも胴上半が円筒形のものが多く、これに胴部が下膨れのタイプがともなう。一方、前代まで組成の中に占める



第2図 1B区の土師器変遷

S = 1 / 6

割合を徐々に減らしていた胴張形や球胴形はここで姿を消すとみられる。甌は小型だけとなり、そのほとんどは無底である。甌や甌の頸部の段はシャープさがなくなり、次第に消えていく。胴部外面の調整はハケメが主体である。

【8世紀前半】(第2図)

仙台市六反田遺跡1・6・7号住居跡、下ノ内遺跡S I 11住居跡、利府町郷楽遺跡第107住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・椀・甌・甌などがある。壺は前代と同じ有段丸底が主体であるが、全体に扁平となり、平底に近くなる。外面の器面調整は前代と同じである。これに無段で平底気味のものがともなうが、新しくなるにつれてその割合が増える。外面調整はミガキが主体である。甌はこの段階で姿を消す。

甌は法量に大・中・小がある。大型は長胴形のみとなり、胴上半が円筒形のものに加え、胴部の最大径が上半にあり、下半はすぼまるものが出現する。後者は新しくなるにつれて割合が増える。胴部外面の調整はハケメ・ナデ・ケズリであり、ハケメは次第に減る。

【8世紀後半】(第2図)

仙台市下ノ内遺跡S I 9住居跡、名取市清水遺跡第58号住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・椀・甌などがある。壺は無段で平底もしくは平底気味が主体となる。外面調整はミガキもしくはヘラケズリで、わずかに口縁部にヨコナデを残す。丸底は量が少なく、段も痕跡的なものとなる。甌は法量に大・中・小があり、頸部に段をもつものは少なくなる。大型は長胴形で、胴上半が円筒形のものと最大径が胴上半にあるものが主体である。胴部外面の調整はナデ・ケズリが主体である。

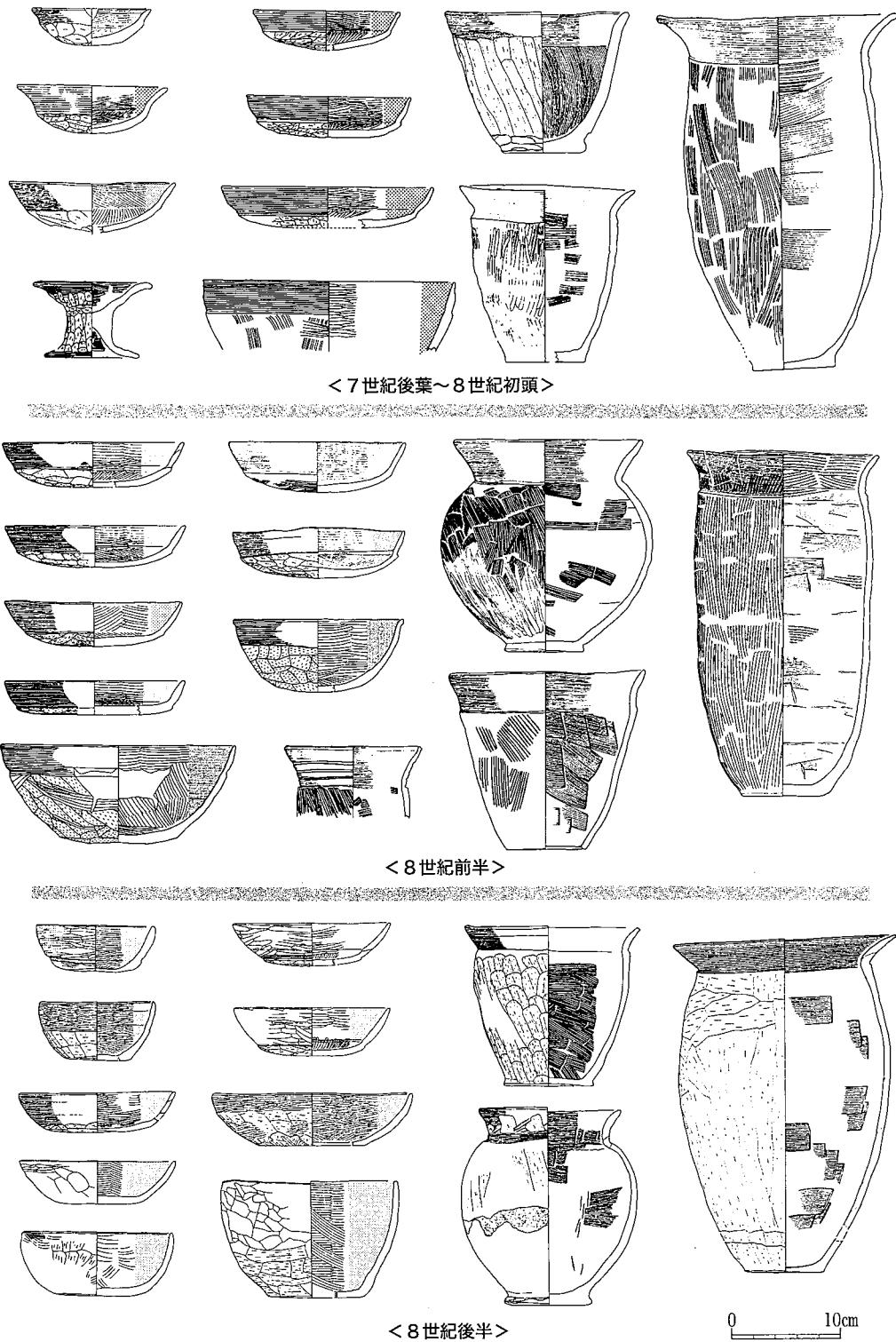
この時期、官衙・寺院およびその周辺では、壺・甌を中心にロクロ土師器が認められ、新しくなるにつれて量を増す。器形的には非ロクロ調整の平底壺や最大径が胴上半にある甌と近似する。ロクロ土師器は8世紀前半にもあるが、ほとんどは須恵器生産地の例であり、消費地に一定量供給されるのはこの時期からと考えられる。ロクロ土師器は9世紀前葉に一般集落へも急速に普及しており、その背景には政治的な要因が考えられる（註7）。

2区：中部（黒川以北十郡）

【7世紀後葉～8世紀初頭】(第3図)

大和町一里塚遺跡第3次調査第11号住居跡・第47次調査S I 14b住居跡、古川市名生館遺跡S I 1255b・1278住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・高壺・椀・鉢・甌・甌などがある。壺は丸底で外面に段をもち、口縁部が外傾もしくは内弯気味に外傾する。これらは内面に屈曲をもつものとないものとがあるが、前代に較べて後者の割合が増え、器形は底部の丸味が弱くなり扁平となる。外面調整は段



第3図 2区の土師器変遷

S = 1 / 6

以上の口縁部がヨコナデ、以下の体～底部がヘラケズリであるものが多いが、その後ミガキが施されるものもある。椀は銅椀模倣である。高坏は長脚と短脚があり双方とも法量に大・小がある。

甕は法量に大・中・小がある。大型は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。長胴甕は胴上半が円筒形のものが多い。甌は無底の小型が主体である。甕・甌の頸部の段はないものが増え、あるものもシャープさがなくなる。胴部外面の調整はハケメが主体である。

【8世紀前半】(第3図)

宮崎町東山遺跡S I 133・616住居跡、高清水町観音沢遺跡第3・8・12号住居跡、河南町関ノ入遺跡16・17号住居跡出土資料を基準とする。

器種は坏・椀・鉢・甕・甌などがある。坏は内面に屈曲をもたない有段丸底が主体であるが、段のかわりに沈線をもつものも出現する。また、段や沈線の位置は低くなり、平底に近くなる。外面調整は前代と同じである。官衙や墳墓ではこれに無段平底が少しある（註8）。椀は銅椀模倣で法量に大・小がある。甌は小型のみとなり、この段階で内外面に段が付く丸底坏、須恵器模倣坏、鉢とともに姿を消す。

甕は法量に大・中・小がある。大型は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。長胴甕は胴上半が円筒形のものに加え、胴部最大径が上半にあるものも出現する。3遺跡を比較すると、東山では頸部に段をもつものが少なくなり、口縁端部は丸くおさまるものと平坦になるものがある。胴部外面調整はハケメのほかにナデ・ケズリ・ミガキがある。観音沢では頸部に段をもつものが主体で、さらに口縁部に段や沈線が巡るものもある。他遺跡より最大径が口縁部にあるもの、口縁端部が平坦で中央が凹むもの、底部周縁が外に張出すもの、外面調整がミガキであるものが目立つ。関ノ入は頸部に段をもち、外面調整はハケメが主体である。

【8世紀後半】(第3図)

田尻町新田柵跡S I 73b住居跡、天狗堂遺跡第19住居跡、金鑄神遺跡17号住居跡、瀬峰町下藤沢II遺跡1号住居跡、河南町関ノ入遺跡38・41号住居跡出土資料を基準とする。

器種は坏・椀・甕などがある。坏は有段丸底と無段平底が共存し、新しくなるにつれて後者が主体となる。前者は、段や沈線の位置が低く平底気味となる。外面調整は前者が段以上の口縁部がミガキ、以下の体～底部がヘラケズリであるものが多い。後者はミガキで口縁部にヨコナデを残すものがある。椀は前代と同じである。

甕は法量に大・中・小がある。頸部に段をもつものは少ない。大型は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。長胴甕は胴上半が円筒形のものと胴部最大径が上半に

あるものとがある。胴部外面の調整はケズリが主体で、他にハケメ・ナデ・ミガキがある。頸部に段をもつもの、口縁端部が平坦で中央が凹むもの、底部周縁が外に張出すものが一定量存在する。さらに下藤沢IIでは底部内面が丸い甕が認められる。

この時期、1区と同様に官衙・寺院およびその周辺ではロクロ土師器が認められる。

3区：北部（県北部）

【7世紀後葉～8世紀初頭】（第4図）

志波姫町御駒堂遺跡第12・20号住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・大型壺・高壺・鉢・甕・甑などがある。壺は丸底で外面に段や稜をもち、口縁部は外傾もしくは内弯気味に外傾する。器高は全体に高い。内面に屈曲をもつものといものとがあるが、前者が主体である。前者の外面調整は全面ミガキのものが多く、そうでないものも段以上の口縁部はミガキである。後者は口縁部がヨコナデ、段以下の体～底部がヘラケズリである。高壺は身が深く、短脚とみられる。

甕は法量に大・中・小がある。大型は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。長胴甕は胴上半が円筒形のものが多い。頸部に段や沈線をもち、これらが口縁部に施されるものがある。口縁端部は平坦で中央が凹むものが目立つ。球胴甕の中には口縁部に鋸歯状沈線をもつものがある。甑は無底の小型が主体である。甕・甑の胴部外面の調整はハケメが主体で、ミガキが加えられるものがある。

【8世紀前半】（第4図）

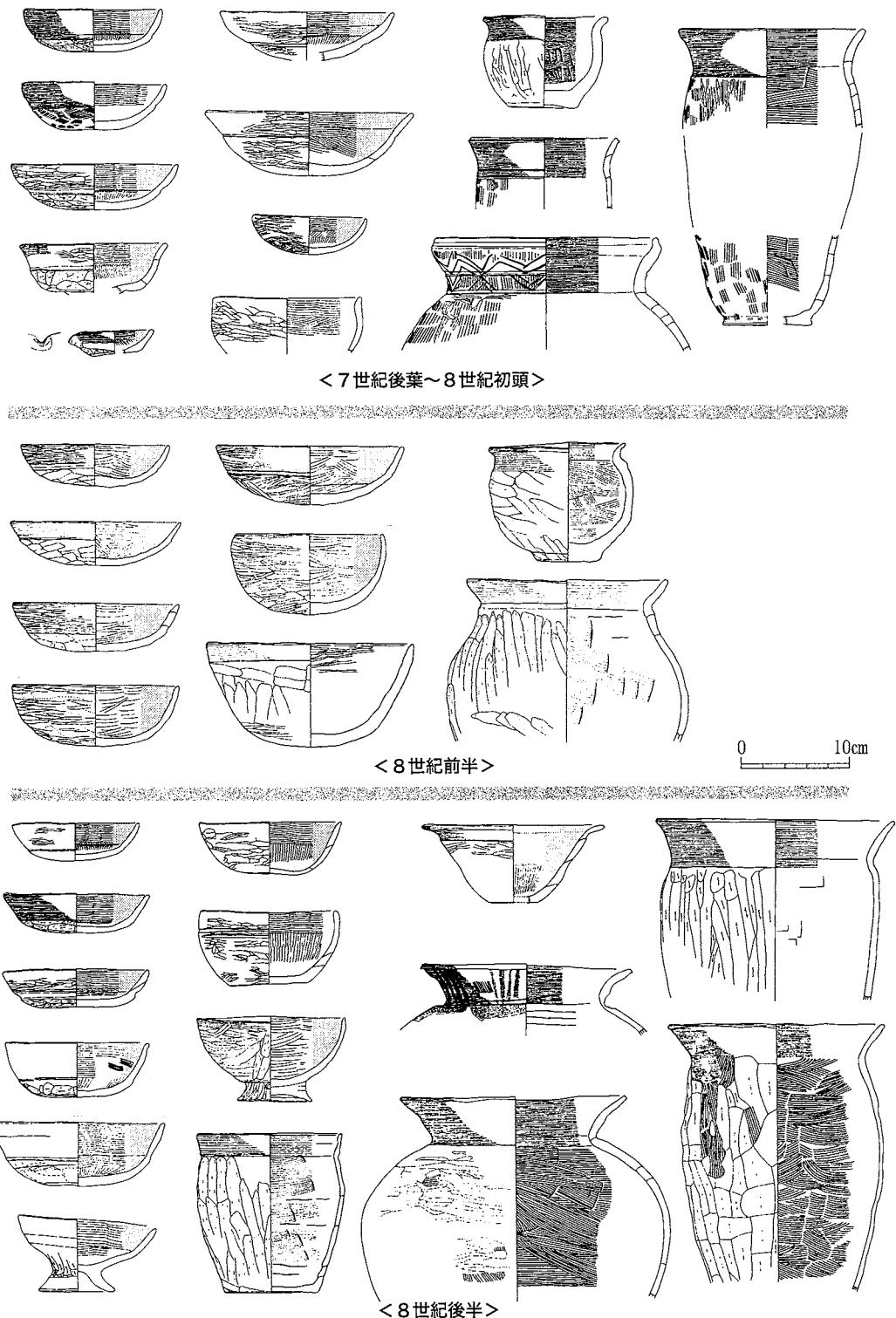
築館町佐内屋敷遺跡第6・8号住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・椀・鉢・甕などがある。甑は確認していないが、前後の時期に認められるところから、本来は共伴するものと考えられる。壺は丸底で外面に段や稜をもち、口縁部は外傾もしくは内弯気味に外傾する。前代より底部の丸味が弱くなり、扁平になる。内面に屈曲をもつものといものとがある。外面調整は口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリのうち、ミガキが施されるものが多い。椀は銅椀模倣である。甕は資料数が少ないため、様相は不明である。

【8世紀後半】（第4図）

築館町佐内屋敷遺跡第9号住居跡、志波姫町御駒堂遺跡第22号住居跡、糠塚遺跡第5・12・16・25号住居跡、栗駒町長者原遺跡第20号住居跡、迫町対馬遺跡第4住居跡、河北町桃生城跡S I 99・100号住居跡出土資料を基準とする。

器種は壺・椀・鉢・甕・甑などがある。壺は有段丸底と無段平底が共伴し、新しくなるにつれて後者が主体となる。前者は段にシャープさがなくなり、沈線が増え平底気味となる。外面調整はミガキが施されるものが多い。椀は銅椀模倣で法量に大・小がある。



第4図 3区の土師器変遷

S = 1 / 6

甕は法量に大・中・小がある。頸部に段をもつものは少ない。大型は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。前者は胴上半が円筒形のものと胴部最大径が上半にあるものとがある。胴部外面の調整はケズリ・ハケメ・ミガキがあり、軽いケズリが目立つ。口縁端部が平坦で中央が凹むもの、底部周縁が外に張出すものが一定量存在する。

桃生城跡では有段丸底坏と胴部ハケメ調整の大型長胴甕があり、無段平底坏は認められない。これは食膳具において土師器が少なく、須恵器が卓越するためと考えられる。糠塚遺跡では高坏と赤彩された球胴甕、佐内屋敷遺跡では高坏が認められる。高坏は短脚で、身は坏（糠塚）と椀（佐内）がある。

この時期、築館町伊治城跡ではロクロ土師器が共伴する。S I 173住居跡をみると、坏は非ロクロ調整の平底坏や大形椀と同器形・同法量である。甕は長胴形で法量に大・小があり、胴部調整に回転ハケメやタタキが特徴的にみられる（註9）。

2. 陸奥北辺の地域差

前章での検討の結果、各地域の土師器はそれぞれ地域色をもって変遷することがわかつた。器種構成や出土量の多い坏・甕の特徴を中心にまとめると以下のようになる。

【7世紀後葉～8世紀前半】

器種構成に大きな違いは認められないが、器種別にみると地域性が指摘できる。1区の7世紀後葉～8世紀初頭の坏は内面に屈曲をもたない有段丸底が主体である。8世紀前半になると、有段丸底坏は扁平になり、しだいに少なくなる。かわりに無段平底の割合が増えていく。有段丸底坏の外面調整は口縁部ヨコナデ、段以下がケズリである。これに対し、3区の7世紀後葉の坏は有段丸底が主体である点は変わらないが、内面に屈曲をもつものが主体である。なかには段を境に二段に内弯するものがある（註10）。器高も深く、外面調整は全面ミガキが多い。段以下がハケメであるものもある。8世紀前半代も有段丸底が主体で器高は前代より低くなるが、1区に較べると高い。

1区の7世紀後葉～8世紀初頭の甕は頸部に段をもつものとないものとがあり、口縁端部は丸い。胴部の外面調整はハケメが主体である。胴張形や球胴形はこの段階で姿を消す。8世紀前半になると、頸部が無段となるものが多い。胴部外面調整はハケメ・ナデ・ケズリで、ハケメはしだいに減る。一方、3区の7世紀後葉～8世紀初頭の甕は長胴形が主体で、これに胴張形や球胴形がともなう。頸部は段や沈線が巡り、これが口縁部に施されるものもある。口縁端部は平坦で中央が凹むものが目立つ。このほか口縁部に鋸歯状沈線をもつ球胴甕がある。胴部外面調整はハケメが主体で、ミガキが加えられるものがある。

1区にみられる特徴は同時期の福島県の土師器と共に点が多く、3区は岩手県や青

森県馬淵川流域に共通する点が多い。したがって、1区は東北地方南部の土師器圏に、3区は東北地方北部の土師器圏に属すると考えられる(註11)。1区と3区に挟まれた2区は、7世紀後葉～8世紀初頭の一里塚遺跡は壺が1区と同じ様相を示す。これに対し、名生館遺跡では壺や甕をはじめとして1区・3区双方の土器が混在している。8世紀前半も同じ状況で東山遺跡が1区に共通し、観音沢遺跡は1区・3区の土師器が混在する。

観音沢遺跡の壺は一部北部系統のものを含むが、基本的には1区と同じである。一方、甕は長胴と球胴があり、前者は口縁～頸部に複数以上の段や沈線をもつものがある。口縁端部が平坦で凹みをもつもの、底部周縁が外に張出すもの、胴部外面調整がハケメの後ミガキが加えられるものが多い。こうした特徴は東北北部の甕と共通し、その影響が色濃く認められる。したがって、食膳具は南と同化しつつあるが、煮炊具は旧来の伝統的な形態・製作技法を保持している(註12)。2区のこうしたあり方は一様ではないが、3区と接する北側の地域に多く認められる。

【8世紀後半】

8世紀後半に入ると、全体的にみれば南北の地域差は解消の方向へと向かう。2・3区の有段丸底壺は段が沈線へと変化するとともに平底化し、だいに少なくなる。かわって1区で主体を占める無段平底壺が急速に普及する。甕は主体である長胴甕の胴部が円筒形から最大径が上半にあるものへと変化し、その外面調整もヘラケズリが主体となる。

一方、3区やそれに接する2区北側では球胴甕や甕が存在し、他の甕についても口縁端部が平坦で凹みをもつ、底部周縁が外に張出す、胴部外面調整がハケメやミガキである、といった東北北部系統の特徴を残すものがある。なかでも糠塚遺跡は、赤彩された球胴甕や高壺が認められる。赤彩球胴甕は岩手県和賀川・豊沢川下流域を中心に岩手県から青森県馬淵川下流域に広く分布する。糠塚遺跡はその南限に近く、南限例としては古川市宮沢遺跡があげられる。赤彩甕は煮炊や貯蔵用いたものではなく、蝦夷集団の祭祀用の儀器と考えられている(杉本:1998)(註13)。高壺は糠塚のほか佐内屋敷遺跡にあるが、他遺跡では組成から欠落する(註14)。

こうしたことから、3区は建郡以後も前代以来の器種構成の変化がゆるやか(仲田:1989)で、律令制が施行されていない東北北部地域との交流も続いているとみられる。その状況は2区北側にも認められる(註15)。したがって、2区北側から3区の地域は律令制支配の受容が一律でなく集団毎に異なっており(辻:1984)、律令国家側もこうした状態を一定期間許す、ゆるやかな支配が行われていたと考えられる(註16)。

これまでの検討によって、7世紀後葉から8世紀前半の宮城県域には地域差が存在し、3地域に大別できること、地域差は建郡とともに南から解消していくが、3区や2区北側

は建郡後の8世紀後半代も、依然東北北部（律令制公民支配の未成立地）の影響が認められることがわかった。また、1区については北に位置する仙台市栗遺跡や多賀城市山王遺跡において7世紀前半の土器に東北北部系統の土器が認められることから（註17）、阿武隈川以南の南側（1A区）と仙台平野を中心とする地域（1B区）に細分する。

3. 今泉隆雄論文との対比

今泉隆雄氏は、律令国家が7世紀半ばから9世紀まで陸奥・出羽・越後で行った辺境支配のあり方について、文献史学に考古学の成果を取り入れながら述べている（今泉：1992）。今泉氏は陸奥における律令制支配は5段階をへて拡大し、それにともなって領域は5つに区分できるとしている。

宮城県域における地域区分は、I区=亘理・伊具郡の宮城県南端、II区=宮城郡以南の仙台平野を中心とする地域、III区=黒川以北十郡と遠田郡の大崎平野から牡鹿半島へ及ぶ地域、IV区=栗原・登米・桃生・気仙郡の宮城県北部の4区に分けている。各地域への領域拡大の時期はI区=7世紀中葉、II区とIII区の一部=7世紀後半、III区=8世紀前葉（註18）、IV区=8世紀後半である。

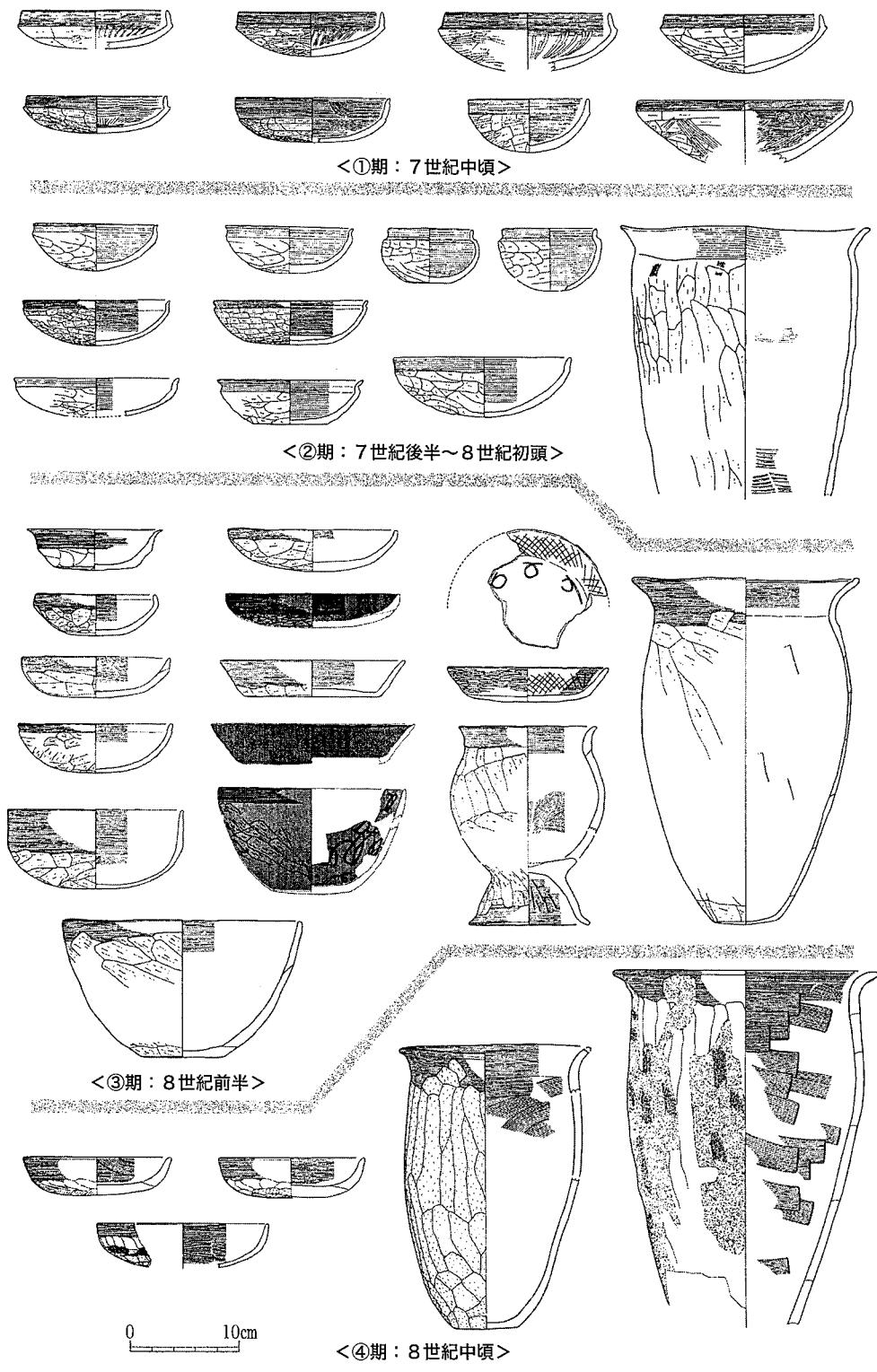
こうした成果と在地土師器の地域性を対比をすると、1A区=I区、1B区=II区、2区=III区、3区=IV区となり、7・8世紀代の陸奥国北辺における律令制支配は、在地土師器の地域性に応じ4段階をへて北に拡大したといえる。

III. 陸奥北辺と坂東 一関東系土師器を中心としてー

前章で7世紀後葉から8世紀前半の宮城県域には地域差が存在し、3つに大別され、さらに南部の1区はA・Bに細分できること、地域差は南から解消していくが、3区や2区北側は建郡後の8世紀後半代も東北北部の影響が認められることを指摘した。律令制公民支配はこの地域性にもとづいて4段階をへて北進するが、その実行にあたっては坂東や陸奥国南部が強く関与していた。ここでは陸奥北辺における律令制の拡大に、これらの地域がどのようにかかわっていたのか、関東系土師器やこれを出土する集落・住居構造をもとにみていきたい。

1. 関東系土師器と集落

宮城県域における律令制支配の拡大にあたって、坂東とのかかわりを示す興味深い資料に関東系土師器がある。関東系土師器とは、7世紀から8世紀中頃まで認められる、在地の「栗団式土器」（註19）とは器形・製作技法が明らかに異なり、同時期の関東地方の特徴



第5図 関東系土師器の変遷

S = 1 / 6

を持った土師器のことで、坂東から陸奥に移住した人々にかかるものと考えられる（今泉：1989）。とくに該期の食膳具は、在地のほとんどが内面をヘラミガキのち黒色処理されて黒いのに対し、関東系土師器は内面がナデ仕上げのみで赤～黄褐色を呈すため、色調的にも容易に識別が可能である。

A. 関東系土師器の変遷

ここでは、関東系土師器のなかでも出土量のもっとも多い壺の変遷（大別4段階）と各時期の様相について述べる（第5・6図）（註20）。

①期：7世紀中葉

須恵器壺模倣（aタイプ）が主体となる時期。器面加工に漆仕上げが特徴的に認められ、こうした土器は胎土も在地の食膳具とは異なることから、関東地方からの搬入品が多いと考えられる。

分布は1区から3区まで認められるが、1B区に集中する。その理由としては、坂東からの移住の主眼が次期に当地域まで建評（宮城評）し、支配貫徹のための拠点施設である郡山遺跡I期官衙造営にあつたためと考えられる。

②期：7世紀後葉～8世紀初頭

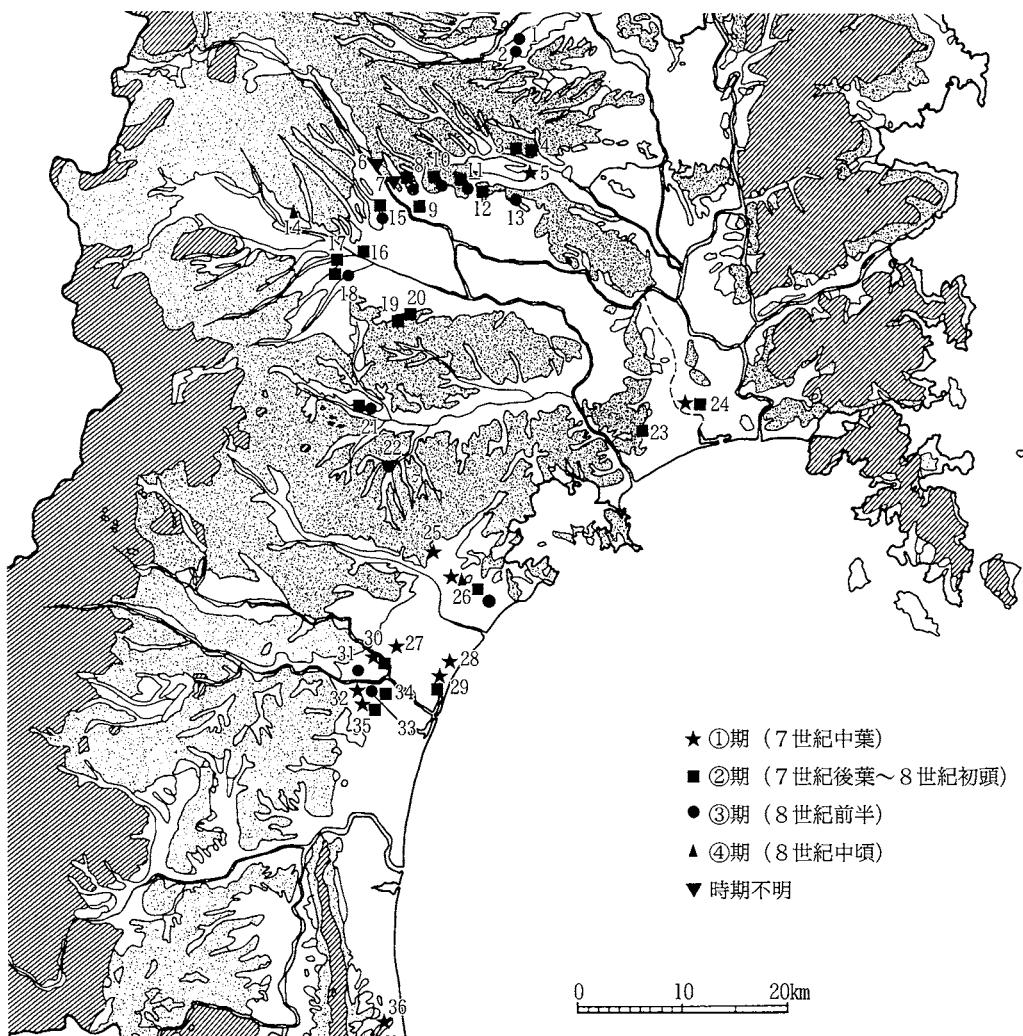
丸底で短い口縁部が内傾、直立ないし外反する形態（bタイプ）が主体となる時期。同一器形で法量分化が認められるが、色麻古墳群での共伴例（古川：1983～85）をみると、小型のみから小型＋大型へ変遷しており、この時期は細分される可能性がある。胎土やつくりをみると、搬入品もあるが、在地生産の割合が急激に増えるとみられる。後者の場合でも胎土に鉄分を含ませ赤く発色するようにしている。これは①期が漆仕上げのために暗褐色～黒褐色を呈するあり方と著しく異なる。

この時期は遺跡数が大幅に増える。こうした状況は次の③期まで続き、②・③期が坂東からの移住のピークと考えられる。分布は1B区から3区まで認められるが、中心は1B区と2区である。2区への移住は建評すること、支配貫徹のための官衙造営（註21）を目的としたものとみられる。

③期：8世紀前半

bタイプと平底で口縁部が直線的にのびやや器高が高い「盤状壺」（cタイプ）や平底に近く口縁部が外傾ないし直立する盤形態の壺（dタイプ）が共伴する時期。後二者は赤彩されるものが多い。bタイプは②期に較べて口縁部が強く屈曲したり底部の丸味が弱くなつて扁平化する。極端な例は平底になるものがあり、在地化の傾向が強まる。

②期に続いて遺跡数が多い。分布は2区から3区に集中するようになり、1B区は激減



No	遺跡名	種別	時期	No	遺跡名	種別	時期
1	御駒堂遺跡	集落	③期	19	青山横穴墓群	墳墓	②期
2	山ノ上遺跡	集落	③期	20	山畠横穴墓群	墳墓	②期
3	大境山遺跡	集落	②期	21	一里塚遺跡	官衙・集落	②期
4	民生病院裏遺跡	集落	②期	22	原前南遺跡	集落	③期
5	泉谷館跡	集落	①期	23	矢本横穴墓群	墳墓	②期
6	川北横穴墓群	墳墓	不明	24	赤井遺跡	官衙・集落	①・②期
7	日光山古墳群	墳墓	不明	25	八幡崎B遺跡	集落	①期
8	新谷地北遺跡	墳墓	②・③期	26	山王遺跡	集落	①～④期
9	南小林遺跡	官衙	②期	27	南小泉遺跡	集落	①期
10	宮沢遺跡・三輪田遺跡・権現山遺跡	城柵・寺院・集落	②・③期	28	藤田新田遺跡	集落	①期
11	朽木橋横穴墓群	墳墓	②・③期	29	下飯田遺跡	集落	①・②期
12	日向南横穴墓群	墳墓	②期	30	郡山遺跡	城柵・官衙・寺院・集落	①・②期
13	新田柵跡・八幡遺跡	城柵・集落	③期	31	六反田遺跡	集落	③期
14	東山遺跡	郡家	④期	32	栗遺跡	集落	①期
15	名生館遺跡・上代遺跡	郡家・集落	②・③期	33	中田南遺跡	集落	②期
16	地蔵車遺跡	集落	②期	34	中田畠中遺跡	集落	②期
17	蝦夷塚古墳群	墳墓	②期	35	清水遺跡	集落	①・②期
18	色麻古墳群	墳墓	②期	36	狐塚遺跡	集落	①期

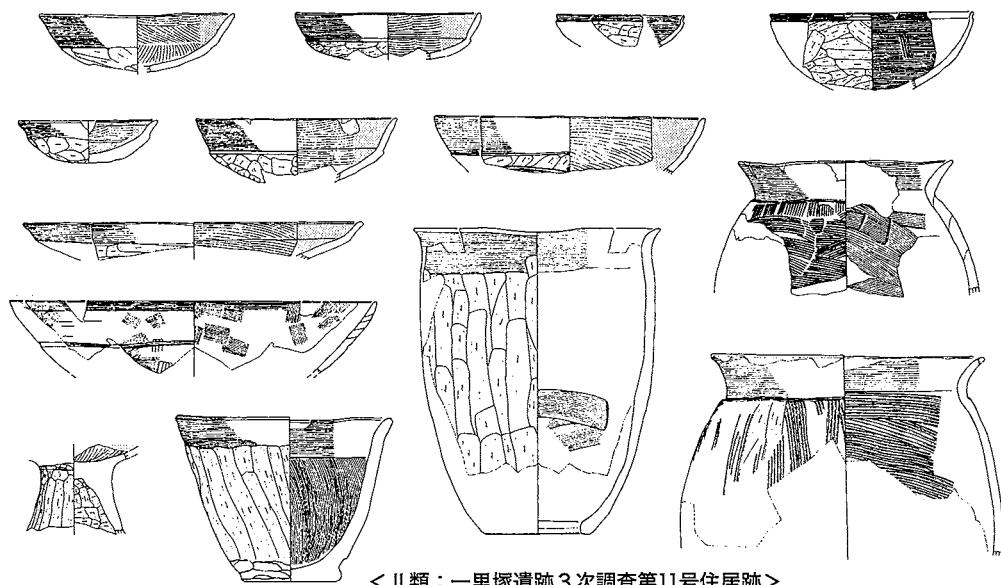
第6図 関東系土師器の分布

する。胎土やつくりをみると、2区はほとんどが在地生産とみられ、模倣（形・色）の形骸化=在地化も進む。一方、3区は食膳具と煮炊具がセットで認められる。多くは在地生産とみられるが、つくりは丁寧で、赤く発色するよう胎土も選んでいる。

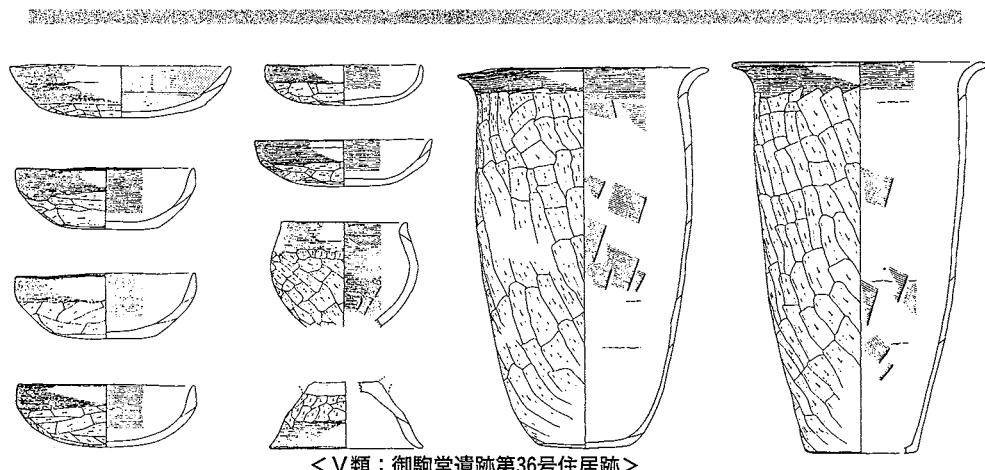
④期：8世紀中頃

bタイプが認められるが、前代の模倣形骸化（厚手・つくりが雑）がさらに進む。分布は全域で激減しており、関東系土師器の終末期である。

以上のことから、関東系土師器は少数の例外を除いて1B区から3区に分布しており、1B区や2区では建郡（評）前後に集中的に認められる。とくに建郡前段階から認められ



<II類：一里塚遺跡3次調査第11号住居跡>



<V類：御駒堂遺跡第36号住居跡>

第7図 土師器の共伴関係

S = 1 / 6

ることは、移住が建郡を目的としたものといえる。この地域に特徴的なことは、坂東からの人の移動とともに城柵が設置されていることである。これに対し、3区は御駒堂遺跡にみられるように③期に本格的な移配が行われたが、城柵を造ることができなかつた。このため集落は長続きせず、一度後退したとみられ、建郡は③期の移住から半世紀も遅れた。

B. 在地土師器との共伴関係

住居跡など遺構からの出土状況をみると、関東系土師器は単独で出土することは少なく、在地の「栗囲式土器」と共伴する例がほとんどである。そしてこれらは1) 食膳具に関東系土師器が認められ、煮炊具は在地土師器である、2) 関東系土師器が食膳具と煮炊具双方に認められる、の2つに大別できる。さらにそれぞれで主体を占める土師器をみていくと、IはI類) 食膳具の主体が関東系で、これに在地が伴う、II類) 食膳具の主体が在地で、これに関東系が伴う、III類) 食膳具に在地と関東系が同程度認められる、に、2はIV類) 関東系のみで占められる、V類) 主体が関東系で、これに在地が伴う、VI類) 在地と関東系が同程度認められる、に細分できる(第7図)。これを出土遺構、地域を含めて整理すると、第1表のようにまとめられる(註22)。

関東系のあり方	土師器の共伴関係	出土遺構	地域区分
食膳具	I類(関東系主体+在地)	清水53住、栗⑥住、(栗⑧住)	1B
		一里塚47次S I 36	2
	II類(在地主体+関東系)	狐塚7住	1A
		六反田2住	1B
		一里塚3次11住、(八幡1住)	2
		御駒堂12住	3
		(清水40住)、栗⑩住 (八幡崎B1住)	1B
		一里塚47次S I 04・14b (名生館S I 168)	2 2区北側
	IV類(関東系のみ)	東山S I 432	2区北側
		山ノ上1住 御駒堂2・29・42住	3
食膳具+煮炊具	V類(関東系主体+在地)	御駒堂1・6・36住	3
	VI類(在地+関東系)	中田畠中1次S I 2	1B
		(名生館S I 170・1255b)	2区北側
		泉谷館3住	3

第1表 在地土師器と関東系土師器の共伴関係

() 内は可能性が高いもの

これからわかるることは、I～III類は主として1B～2区に分布し、IV～VI類は2区北側の地域から3区に分布する。したがって、在地土師器と関東系土師器の関係から、1B区の関東系土師器は食膳具主体、3区の関東系土師器は食膳具と煮炊具双方に認められる、という地域色が指摘できる。2区は基本的に1B区と同じ様相を示すが、3区と接する北側では双方が混在したあり方を示す遺跡が認められる。

C. カマド構造

関東系土師器を出土する竪穴住居のカマド構造は、1類) 本体が住居内部にあるものと2・3類) 外部に突出するものとに大別できる。これらはカマドの構築材や補強材、煙道の長さから第2表のように細分できる(第8図)。

【1類】住居内部にカマド本体を構築し、壁外に煙道が延びるものである。本体が白色粘土で作られたものをb類、焚口部を土師器甕で補強したものをc類(註23)とし、それ以外をa類とする。

【2類】住居の壁を掘込んでカマドを構築し、その最奥部に煙道としての機能を持たせたもの。燃焼部は壁付近もしくは壁外である。本体は白色粘土で構築されるものが多い。焚口部を土師器甕で補強したものをb類(第9図)とし、それ以外をa類とする。

【3類】住居の壁を掘込んでカマドを構築し、その先に煙道が設けられるもの。燃焼部は壁付近もしくは壁外である。本体が白色粘土で構築されるものが多い。

1a類は本体を粘土やシルトで構築されるものが多く、地山削り出しのものはきわめて少ない。カマド出現から消滅まで、東北地方で普遍的にみられる形態である。これに対し、1c・2・3類は在地のものではなく、関東地方に系譜が求められる(註24)。これを関東型カマドと呼称する。

関東型カマドは、本体を白色粘土で構築されるものがほとんどで、両者は密接な関係にある。筆者が調査した東山遺跡や名生館遺跡では、白色粘土は地山のなかでも下層に位置し、比較的浅いところにある場合は場所が限定されていた(註25)。しかも同時期の在地型カマドは、手に入れやすい黄褐色粘土を用いていることから、関東型カマドの構築にあたっては本体材料の吟味が行われていたと考えられる。したがって、1b類も本体材料に白色粘土を用いていることから、関東型カマドとみられる。

こうした関東地方に系譜が求められるカマド(1b・1c・2・3類)の年代は1b類が7世紀後葉以降、1c類が7世紀後半から8世紀中頃、2類が7世紀中葉～8世紀前半、3類が8世紀以降である。分布は2区北側から3区に多く認められる。この地域への移住

カマド	遺跡・遺構名	時期	地域区分
1 a 類	狐塚7 (II)・12住 八幡崎B1 (III?)・7住 一里塚3次S I 05・11 (II) 47次S I 04 (II)・07・36 (I)・43・54 新田柵S I 62 御駒堂12 (II)・20住	① ① ② ③ ②	1 A 1 B 2 2区北側 3
1 b 類	名生館S I 305・1146・1148・1154・1156・1196・1278 御駒堂2住 (IV)	②～③ ③	2区北側 3
1 c 類	中田畠中1次S I 2 (VI) 東山S I 432 (IV)	② ④	1 B 2区北側
2 a 類	原前南3住 名生館S I 173・233・235・1255b (VI)・1324 泉谷館1・3 (VI)・9住 御駒堂3・13・15・24・27・28・34・35・38住 1 (V)・6 (V)・36 (VI)・42住 (VI)	③ ② ① ③	2 2区北側 3 3
2 b 類	御駒堂29 (IV)・41住	③	3
3 類	原前南2住 御駒堂7・40住 山ノ上1住 (IV)	③ ③ ③	2 3 3

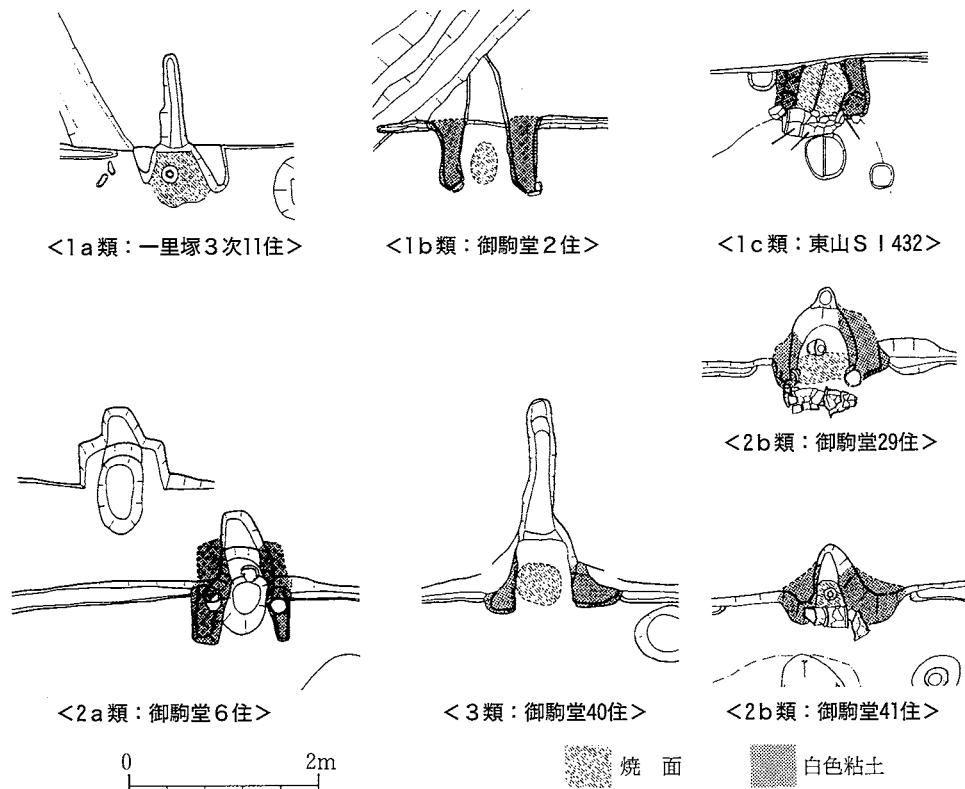
() 内は土師器の共伴関係 下線は本体が白色粘土

第2表 関東系土師器を出土する住居のカマド構造

のピークは②期～③期で、同期の関東型カマドはすべて白色粘土で作られている。土師器の特徴から②～③期の3区は東北北部型であり、2区北側もその影響が強く残っていた。この点を重視すると、白色粘土のカマドは移民とエミシを区別し、さらに移民間のつながりを保持する特別の意味が与えられていたとみられる（註26）。

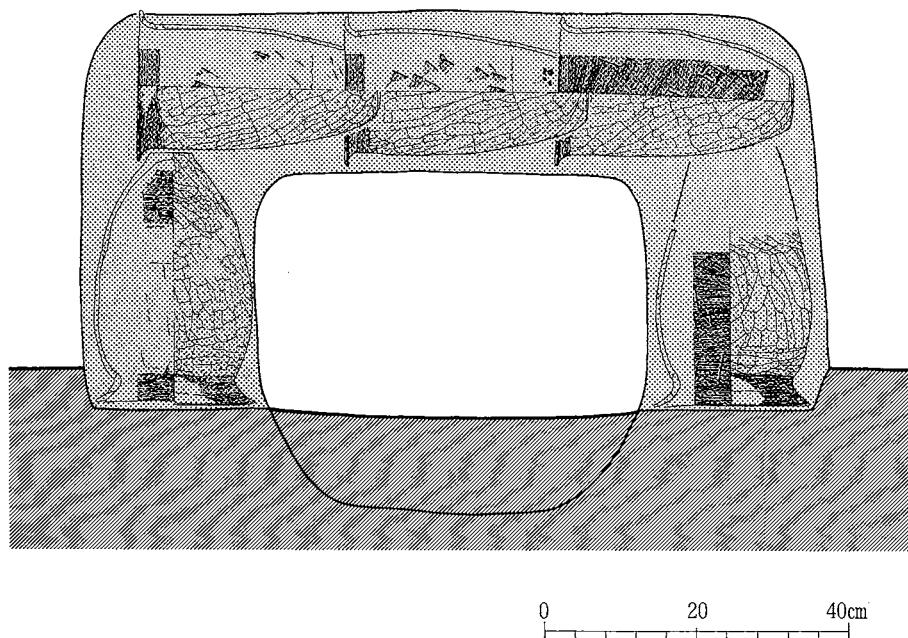
また、カマド構造と土師器の共伴関係をみると、在地型カマドを持つ住居は、関東系土師器が食膳具に限られる（共伴関係I～III類）のに対し、関東型カマドの住居は関東系土師器が食膳具+煮炊具のセット（共伴関係IV～VI類）で認められる傾向が強い。こうした関係がすべてにあてはまるのかについては、今後の資料増加を待たなければならないが、少なくともカマド構造と関東系土師器のあり方に傾向性があることは指摘できる。

ところで、1 b 類や3 類は関東系土師器がみられなくなる8世紀後半にも認められる（註27）。文献史料によると、陸奥への移配は715（靈亀元）年を初見として802（延暦二十一）年まで行われたことが知られる。8世紀後半に1 b 類や3 類カマドが認められることは、遺物から追うことができなくなった移民もしくはその子孫について、遺構の特徴から考えていく一つの手がかりとなりえよう。とくに一定期間継続した集落で、8世紀前半に関東系土師器や関東型カマドが認められ、後半に1 b 類もしくは3 類カマドがみられる場合は、その可能性が高い。



第8図 カマドの分類

S = 1 / 80



第9図 カマド2b類の焚口部復元模式図 (S = 1 / 10 御駒堂29住)

D. 関東系土師器を出土する集落

関東系土師器は官衙・寺院・集落・墳墓（群集墳・横穴墓・木棺墓）などから出土する。このなかで官衙や集落は発掘調査例が多く、関東から移配された人々の具体的な状況をある程度みることができる。官衙はA章で述べたように、1B区から2区で認められる。時期は①から③期におさまるものがほとんどで、それぞれの造営前段階から創建段階、もしくは創建をへて大規模な改修を行った段階（註28）まで認められる。

一方、関東系土師器を出土する集落を検討すると、以下のように分類できる。

【A類】外郭に区画施設を伴う集落。大溝（濠）と堀が巡るものと大溝が巡るものがある。前者は大和町一里塚遺跡を典型例とし、他に多賀城市山王遺跡八幡・伏石地区、古川市権現山遺跡、矢本町赤井遺跡がある。後者は仙台市南小泉遺跡第22次調査区があげられる（註29）。

一里塚遺跡は、溝で囲まれた内部に倉庫などの建物が計画的に配されており、その中心に東西約半町の堀で囲まれた倉庫院が検出されている。これらの建物群の時期は8世紀後半から9世紀初頭頃で、黒川郡家跡と考えられる。倉庫院の南からは、北辺で110m、東辺で150m以上の大溝と堀で囲まれた環濠集落が検出されている（第10図）。南辺は集落に近接して吉田川が東流することから、濠は東・北・西の三方を囲み、南は川に接続していたとみられる。時期は7世紀後葉から8世紀中頃で、内部は掘立柱建物と竪穴住居からなる。住居のカマドはいずれも1a類である。関東系土師器は②期のものが住居2軒から出土するが、食膳具のみ認められる（共伴関係II類）。2軒ともカマドは同一方向を向いている。

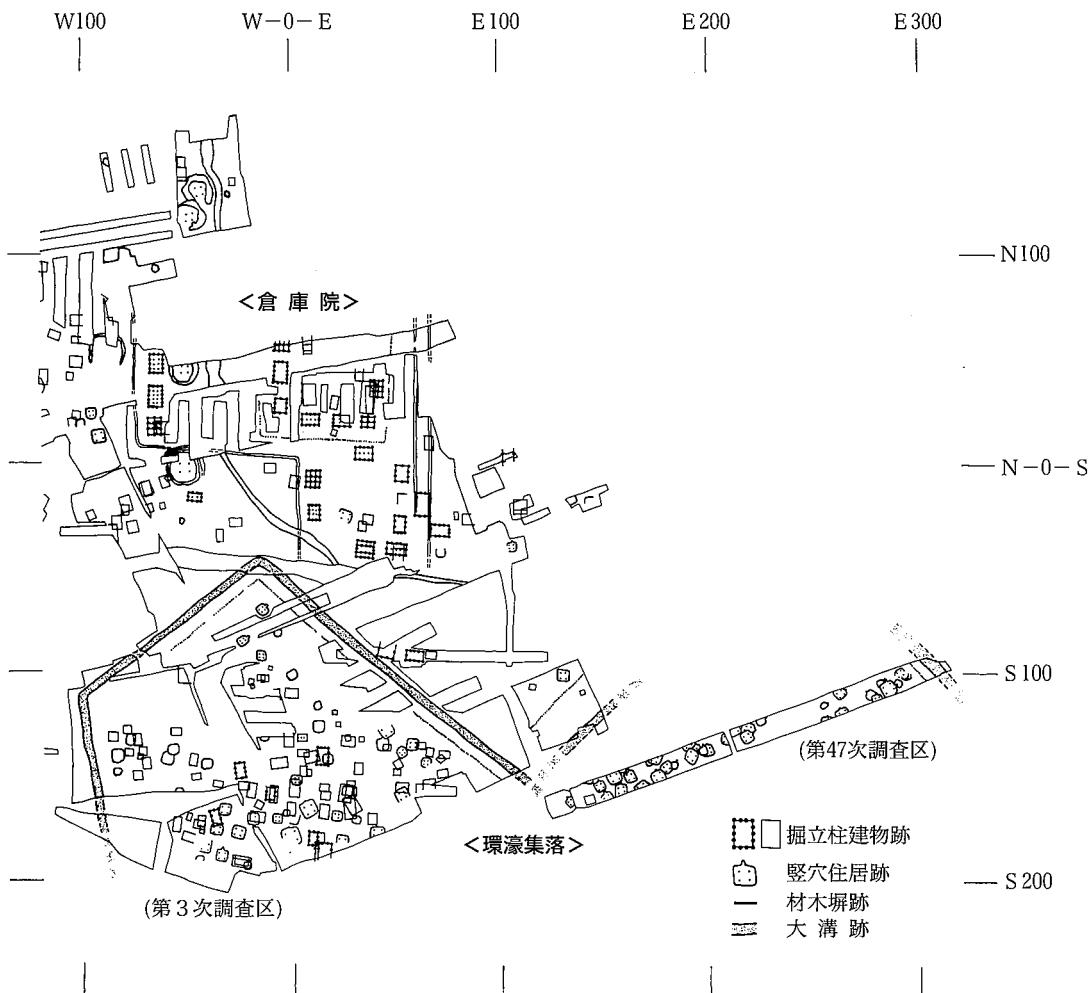
さらに近年の調査では東辺の大溝から約170m東にも大溝と堀があり、内部から多数の竪穴住居が検出されている。在地土師器とともに②期の関東系土師器食膳具が出土している（共伴関係I～III類）。これは西側の区画とはほぼ同時期であることから、両者は併存していたと考えられる。したがって、一里塚の環濠集落は単郭ではなく複数の区画からなるとみられる。また、東の区画は西と異なって住居のみで構成されていることから、両者は場の性格に違いがあったと考えられる（註30）。

A類集落は一里塚や赤井はもちろん山王は多賀城、権現山は宮沢、南小泉は郡山と、いずれも官衙に近接する。一里塚や権現山、赤井の場合は創建直前段階に突如として環濠集落が出現する。また、山王や南小泉は長期間継続したその地域を代表する拠点集落であるが、この場合でもそれまでの形態とは明らかに異なる計画性の高い集落がつくられる。官衙内部からA類集落がみつかっていないこと、南小泉では大溝の方向が郡山Ⅰ期官衙のそれと同じであることを考えると、A類は官衙造営を目的としてその外側に作られた環濠集落といえる（註31）。

A類はいずれも川に近接する。また、濠は全周するのではなく、川に接続していたとみられる。したがって、河川交通の利用を考慮していたと考えられ、これを経由して各方面から集まつた資材の一時保管場や加工場といった機能もあったとみられる(註32)。区画内部からは、一里塚で掘立柱建物と竪穴住居が検出されている。また、調査区の関係で内部全体の様子は不明であるが、権現山では掘立柱建物が主体を占め、赤井や南小泉では竪穴住居がみつかつてゐる。

【B類】掘立柱建物を主体とし、井戸や竪穴遺構から構成される集落。外郭区画施設は不明である。古川市名生館遺跡の官衙南外側に認められる。

名生館遺跡は從来、東西約800m、南北約1000mのひろがりをもつと理解されていたが、近年の調査で遺跡の範囲はさらに西と南に延びることが確認された。官衙域は遺跡全体から



第10図 一里塚遺跡遺構配置模式図

みて北東部に位置し、7世紀後半から9世紀代を大別4期に分けて遺構の変遷が考えられている（鈴木：1991）。このうち、7世紀末から8世紀初頭の第Ⅱ期と8世紀後半から9世紀代の第Ⅳ期は政庁が確認されており、第Ⅱ期は丹取郡家とその前身の評家、第Ⅲ～Ⅳ期は玉造郡家と考えられている。

1999年に官衙の南を調査したところ、掘立柱建物を主体とし、井戸と竪穴遺構から構成される集落跡が確認された。年代は8世紀代が中心で、在地土師器とともに②～③期の関東系土師器が出土している。官衙に近接すること、一般集落と異なり掘立柱建物を主体とし井戸が伴うことなどから官衙と密接な関わりをもった集落と考えられる（註33）。

【C類】 竪穴住居を主体とし、少数の掘立柱建物が伴う集落。住居と建物は同一方向を向く。宮崎町東山遺跡があげられる。

東山遺跡は賀美郡家跡と考えられている。南側の沖積地との比高20mの台地に立地しており、平坦面の縁辺には築地を巡らしている。内部は郡庁院や正倉院が確認されており、郡庁院北側の建物群は館院と考えられる。創建は8世紀前半でも中頃に近い時期、廃絶は10世紀中頃とみられる。

検出された遺構は、方向から北で西に振れるa群と北で東に振れるb群の二つに大別され、後者は官衙存続期の施設と考えられている。竪穴住居のカマドをみると、a群は2a類が2例、b群は1c類、2a類、3類が1例ずつと関東型が認められる（註34）。また、1c類カマドをもつ住居は官衙創建期のもので、④期の関東系土師器壺・甕が出土している（共伴関係IV類）。

a群は竪穴住居を主体とし、小規模な掘立柱建物が少し伴う。これらの遺構はb群に先行し、時期が官衙成立直前でその前段階は遺構が全く認められない。したがって、a群は賀美郡家の造営に伴う計画性の高い集落と考えられる。一方では、その性格ゆえに継続期間が短いため、仮設的な集落といえよう（註35）。

【D類】 関東型カマドをもつ竪穴住居が主体の集落。志波姫町御駒堂遺跡第2群土器期があげられる。カマドの方向に斉一性が認められる。

御駒堂遺跡は7世紀後葉から9世紀前半の集落で、主体となるのは22軒の住居が確認されている第2群土器期（8世紀前葉）である。同期は関東系土師器と少量の在地土師器によって構成される時期で、③期の壺・甕が多量に出土している（共伴関係IV・V類）。カマドは形態のわかるものが全て関東型であり、内訳は1b類が1例、2a類が14例、2b類が2例、3類が1例である。いずれも本体材料は白色粘土であり、その方向は真北もしくは真東を向く。また、御駒堂と同一遺跡とみられる山ノ上遺跡でも住居から③期の壺・甕が出土している（共伴関係IV類）。カマドは3類で、真東を向いている。

御駒堂2群土器期の集落は、その前後の段階とは異なり、住居、土器とも坂東そのものを陸奥に持ち込んだといえ、集落構成員は坂東からの直接的な移住者が主体であると考えられる（註36）。

【E類】在地型カマドと関東型カマドをもつ竪穴住居からなる集落。瀬峰町泉谷館跡があげられる。また、遺構の構成が不明であるが、仙台市中田畠中遺跡や富谷町原前南遺跡はその可能性がある。泉谷館はカマドの方向に斉一性が認められる。関東系土師器の時期と在地土師器との共伴関係は、泉谷館が①期・VI類、中田畠中が②期・VI類、原前南遺跡が③期・不明である。

【F類】在地型カマドをもつ竪穴住居からなる集落。名取市清水遺跡、仙台市栗遺跡、中田南遺跡、六反田遺跡、利府町八幡崎B遺跡、志波姫町御駒堂遺跡第1群土器期などがある。関東系土師器の時期は①～③期、在地土師器との共伴関係は食膳具のみのI～III類である。

関東系土師器を出土する集落はA～F類に分けられた。このうちA類とC類は官衙造営を目的とした計画性の高い集落で、それぞれの特徴からA類は官衙造営環濠集落、C類は官衙造営計画集落と呼びたい。A類は1B～2区に分布する。時期は赤井と南小泉が①期、一里塚と権現山が②期である（註37）。この時期はそれぞれ建郡（評）前段階から設置段階にあたる。土師器の様相から東北北部とのつながりが認められた地域（エミシの地）で、建郡されたとはいえ、政情はまだ不安定であった（今泉：1999）。官衙を造営するにあたっては、指揮・指導する人々、専門知識を持った工人集団、それらを支える労働者が必要であり、さらに各方面から資材が集まつてくる。エミシの地なればこそ、こうした人や物を囲う施設（環濠）が必要だったと考えられる。

C類は2区で認められた。官衙と同じ丘陵上にあり、創建期の施設と重複する。A類と較べて非常に仮設的性格が強い。このことは東山の官衙創建期が8世紀前半でも中頃に近く、その直前に集落が営まれた頃は、周囲がある程度安定した時期になっていたことと無関係ではあるまい。

官衙造営集落（A・C類）の土師器やカマド構造のあり方をみると、多くは在地土師器と関東系土師器が共伴し、カマドは在地型と関東型双方がある。したがって、住民は坂東と陸奥南部からの移住者が主体で、坂東からの移民には、労働者とともに官衙造営に必要とされた技術者やそれらを率いる指導者が多く含まれていた。また、2区北側は土師器やカマドに関東型が強く認められる。これは先述した在地土師器の地域性からみたエミシのあり方に対応したものであり、より坂東色が強い移配を行った結果と考えられる。

B類は官衙に近接すること、一般集落と異なり掘立柱建物+井戸という構成をとることから官衙と密接なかかわりをもつ集落と考えられる(註38)。こうした官衙の前面に掘立柱建物を中心とする集落が展開する様子は、規模は異なるが多賀城周辺の山王・市川橋遺跡の縮小版ともいえるものである。

D類は土器セットだけでなく住居構造も関東そのものであり、集落ごと坂東から直輸入したともいべきものである。したがって、住民は家族を単位とした坂東からの直接的な移住者が主体といえる。また、カマド本体を白色粘土で構築し、方向にも斉一性が認められることは、彼らが強い規制のもとに生活していたことをうかがわせる。こうした集落は継続期間が短く、今のところ東北地方北部との結びつきが強い3区以外で認められない。

E類は集落に在地と坂東の要素が認められるもので、1B・2・3区に認められる。住民は在地民（エミシ）と坂東や陸奥南部からの移住者で構成されていたと考えられる。このうち、泉谷館の構成員は土器からみて在地民と坂東からの移住者であったとみられる。泉谷館ではカマドが同じ方向を向くが、3遺跡（泉谷館・中田畠中・原前南）とも白色粘土のカマドが認められることから、住民にある種の規制はあったが、D類集落ほど強くなかったと考えられる。

一方、F類は在地土師器主体の集落に關東系土師器食膳具が認められるもので、1A・1B・2・3区で認められる。この場合、集落の構成員はD類のように坂東からの移住者が主体ではなく、在地民と坂東や陸奥南部からの移住者が混在していたと考えられる。さらに、關東の要素が土師器食膳具のみに認められることは、住居における移民のあり方が坂東からの家族単位だけでなく、坂東と陸奥南部が同居するようなケースもあったとみておきたい（註39）。

2. 坂東・陸奥南部から陸奥北辺への移動と定着

これまでの検討によって、飛鳥・奈良時代に陸奥北辺であった宮城県域には、8世紀前半まで土師器に地域差が存在し3地域に大別できること、地域差は8世紀後半に解消の方向へと向かうが、依然3区や2区北側に東北北部の影響が認められることがわかった。本稿は律令制支配の北進にあたって、坂東や陸奥南部が果たした役割とその状況について考えてみた。これまでの成果は第3表のようにまとめられる。

3区における移民集落のあり方から、陸奥北辺に対する移民はI)拠点集落等への点的な移住→II)本格的な移住→III)官衙造営（=造営集落）・建郡といったプロセスが想定される。これを地区ごとにみると、土師器からみて1A区との違いが少ない1B区や2区南側は在地民（エミシ）の拠点的な集落や交通の要所に坂東・陸奥南部の人々が送り込まれ

た。そのあり方としては既存のものに土師器食膳具だけを持ち込むもの（F類集落）が主体である。

8世紀代をとおして土師器煮炊具に東北北部の影響が残る2区北側は、在地民（エミシ）の拠点的な集落や交通の要所に坂東・陸奥南部の人々が送り込まれるが、そのあり方はF類集落だけでなく、既存のものと土師器・住居構造とも関東型とで構成されるE類集落も多かったとみられる。1B～2区はこの移配をベースに官衙造営（=造営集落）・建郡を行ったのである（I→III）。

これに対し土師器が東北北部型である3区は、点的な移住（E・F類集落）のうち集落規模で関東型となる（D類集落）本格的な移住を行った（I→II）。3区は2区北側から強まった坂東色をさらに強め、坂東からの人々を主体として移住を行ったが、それでも官衙（この場合城柵）造営までにはいたらなかったのである。そして、いずれの場合も重要視したのが河川である。律令制の浸透過程は南から面的に北進するのではなく、最初は点的に拠点集落や交通の要所に入り、そこから周辺に拡がって面的な拡がりをもつようになつたと考えられる。

最後に地域ごとの様相について概略を述べてみたい。

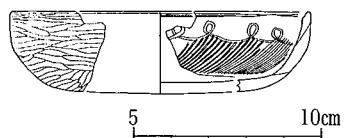
【1A区】（亘理・伊具郡の宮城県南端）

土師器は南の福島県北部と基本的に同じ様相を示す地域である。国造制が施行された北

地域区分	1B区	2区		3区	
土師器の地域性	南 (7C前に北の影響)	南	南	北	
		北	南+北（特に煮炊）		
関東系土師器	①・②・③・④期 (①・②期多い) (③期以降急減)	①・②・③・④期 (②・③期多い) (④期急減)		①・②・③・④期 (③期急増)	
在地土師器との共伴関係	食膳具（関東+在地） 煮炊具（在地）	南	共伴関係 I～III類	食膳具（関東主体+在地） 煮炊具（関東主体+在地）	
	共伴関係 I～III類	北	I～III類 +IV～VI類	共伴関係IV～VI類	
カマド構造	在地（1a類）主体 関東型は僅か	南	在地（1a類）主体	③期	関東型主体 (1b・2a・2b・3)
		北	在地+関東 (1b・1c・2a・3)	①②	在地+関東
官衙造営集落	A類（①・③期）	A類（①～②期） C類（③or④期）		なし	
移民集落	F類（①～④期） E類？（②期）	B類（②～③期） E類（②～③期） F類？（③期）		E類（①期） F類（②期） D類（③期）	

第3表 土師器の地域性と坂東のかかわり

限の地域であり、大和政権の支配体制内に組み込まれ、一般諸国と同質の支配が成立していた（今泉：1992）。このため7世紀中葉の陸奥国設置と同時にその領域となり、建評された。したがって、坂東がかかわった痕跡は少ない。山元町狐塚遺跡（窪田：1995）で7世紀中葉（①期）の関東系土師器が認められるが、ここは地下式窯窯の形態をとる木炭窯が



第11図 堀の内遺跡出土畿内産出土

S = 1 / 4

確認されていることから、福島県原町市から相馬市・新地町をへて亘理町南部までつながる古代製鉄コンビナート群の一部と理解され、そこに移住した技術者集団とのかかわりのなかで理解したい。

ところで、亘理町堀の内遺跡（宮城県文化財保護課：

1997）から飛鳥Ⅲ期の畿内産土師器が出土している（第11図）。飛鳥時代の畿内産土師器は、東北では仙台市郡山遺跡について2例目である。時期的に亘理評設置期であることから、遺跡の性格を含めて注目すべきものといえる（註40）。

【1B区】（宮城郡以南の仙台平野を中心とする地域）

土師器は7世紀前半に東北北部系統のものが認められるが、後半以降は1A区と同じ様相を示す地域である。7世紀後葉に建評され、その支配貫徹の施設として郡山に官衙が造営され（I期官衙）、末頃には大改修を行って城柵に変貌する（II期官衙）。

関東系土師器は7世紀中葉から8世紀初頭（①期～②期）にピークがあり、8世紀前葉には急減する。①期は郡山遺跡を中心としてその周辺に遺跡が集中することから、次段階の建評を前提とした移配と理解できる。その中でも南小泉遺跡は郡山I期官衙造営を目的とした環濠集落であり、土師器食膳具はほとんどが関東系土師器であることから、集落構成員は坂東からの移民が主体と考えられる。②期の関東系土師器は郡山I期官衙内から多量に出土しており、多数の移民（=柵戸）が創建段階とII期への大改修にかかわっていたと考えられる。③期以降、関東系土師器が急減するのは、8世紀前葉に多賀城が創建され律令制公民支配が確立したためである。

7世紀中葉～8世紀初頭の1B区には、関東系土師器のあり方から移民が多数いたと考えられるが、彼らが使用した土師器煮炊具の主体は在地型である。これは移民によって新種の土師器食膳具がもたらされたが、その変革は煮炊具まで及ばなかったことを示している。在来の土師器生産体制は解体せず、新種（関東系土師器）の食膳具が加わっただけなのである。つまり関東系土師器が食膳具主体の場合は、坂東から土師器製作集団が来たのではなく、指導する立場の人はいたにしても関東系土師器の製作は、基本的に在地土師器生産体制の中で行なわれたと考える。

また、カマド構造も在地型が主体であることから、住居での移民のあり方は坂東からの

家族を単位としたものだけでなく、坂東と陸奥南部の混成というケースもあったのではないか。こうした状況を生みだした背景としては、1B区は在地土師器からみて1A区以南との違いは大きなものではなく、7世紀後半の早い段階で解消したこと、須恵器や群集墳・横穴墓のあり方からみて大和政権と一定の政治的関係を結んだ首長層が存在したためと考えられる。即ち、坂東や陸奥南部からの移住者を受入れる下地ができていたのである。

1B区の須恵器で坂東との関係がうかがえるものに補強帶大甕がある。これは頸部の付け根に突帯が巡るもので、6世紀中葉から8世紀前半の北関東で特徴的に認められる（田中：1993）。この補強帶大甕が多賀城市山王遺跡の7世紀前半から中頃の集落で一定量出土している（村田：1998）。胎土から在地産とみられるが、製作技法や文様の表現は関東と同じである（註41）。このことから、須

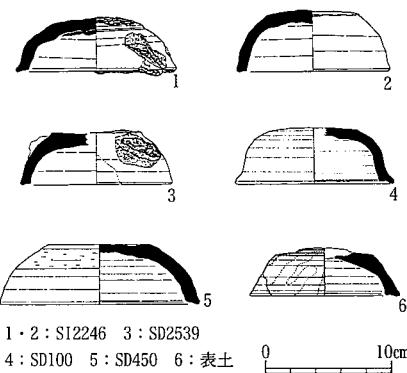
恵器工人の移動もしくは工人間の技術交流が考えられ、1B区と坂東北部に首長間の政治的関係があったことを示している。さらに山王遺跡から特徴的に出土する厚手で不細工なつくりの坏蓋（第12図）も坂東とのつながりを示すものといえよう（註42）。

【2区】（黒川以北十郡）

全体的にみると土師器の基本的なあり方は1B区と共通するが、東北北部の影響もみられる地域である。こうした状況は2区内でも一様ではないが、3区と接する北側の地域はその影響が強い。7世紀後葉に部分的に建評され、8世紀前葉にこれを踏まえて再編成されたのが、黒川以北十郡である（今泉：1992）。建評は土師器や須恵器、群集墳・横穴墓のあり方や官衙の設置からみて、のちの玉造郡・色麻郡・志太郡・牡鹿郡といった、西から南の地域に行われたと考えられる。

関東系土師器は7世紀後葉から8世紀前半（②期～③期）にピークがあり、8世紀中頃には急減する。②期は先述の建評地域に遺跡が集中しており、建評を前提とした移配と考えられる。③期は遺跡が全域に広がる。これは、文献にみえる多数の柵戸の移配にかかわるもので、これにより黒川以北十郡が一齊に建郡された。2区の郡・郷名に坂東や陸奥南部の国・郡名に由来するものが多いのはこうした事情からである。

一里塚遺跡、権現山遺跡、赤井遺跡の環濠集落はそれぞれ黒川郡家、宮沢遺跡（玉造柵）、牡鹿柵・牡鹿郡家造営を目的としたものである。集落内の坂東人には労働者とともに官衙造営に必要な技術者やそれらを率いる指導者が多数いたと考えられる。④期以降、関東系



第12図 山王遺跡八幡地区出土須恵器坏蓋
S = 1 / 6

土師器が急減するのは、郡家とともに各地に城柵が設置・整備され（天平の五柵）、両者による特徴的な公民支配が確立したためと考えられる。東山遺跡における官衙造営のための計画集落は、③期でも新しい時期か④期で、2区がある程度の安定をみた時期のものである。このため環濠集落の形態をとらなかつたとみておきたい。

7世紀後葉から8世紀前半の2区には、関東系土師器のあり方から移住者が多数いたと考えられるが、彼らが使用した土師器煮炊具をみると在地型が主体のケースと煮炊具にも関東系土師器が認められるケースがある。前者は2区全域で認められるのに対し、後者は北に分布し、関東型カマドが伴う。この違いは、2区南側は土師器が1B区と基本的に同じであり、大和政権との一定の政治的関係をベースとして7世紀後葉に建評されたのに対し、北側は3区と接するだけでなく、土師器からみて8世紀代をとおして3区以北との交流が続いていたためと考えられる（註43）。1B区や2区南側ほど移住者を受入れる下地が整つていなかつたために、坂東の生活スタイルを持込む移住も必要だったのである。

2区北側の丘陵に城柵が設置されたのも、2区に官衙造営集落が設けられたのも、さらには3区への建郡に時間がかかったのもこうした理由からと考えられる。新田柵跡から東山遺跡にかけての一帯は、城柵・官衙が東西に並んでおり、車で10分も移動すれば次にいたる過密地帯である。この地の関東系土師器、在地土師器をみると、多数の柵戸を移住させ城柵を設置していった律令国家側の並々ならぬ決意と、地元の民であるエミシが互いの強いつながりを保ち続けた姿の双方がみえてくる。

このほか2区で坂東との関係がうかがえるものに色麻古墳群の胴張り型横穴式石室や肩部にボタン貼付をもつ補強帶大甕、上野型有蓋短頸壺（第13図）、外面同心円叩き甕（註44）などがあげられる。古川一明氏は石室の胴張りプランが武藏北部・上野南東部と類似することに加え、関東系土師器の類例もこの地域に求められることから、色麻古墳群の形成に北関東の人々がかかわったと考えている（古川：1987）（註45）。また、補強帶大甕、その名のとおり上野型有蓋短頸壺（註46）は上野周辺の北関東に、外面同心円叩き甕は後述するように常陸国に系譜が求められ、坂東北部の須恵器工人との技術交流もしくは工人の移動があったことを示している。

【3区】（栗原・登米・桃生・気仙郡の県北部）

栗原郡が山道、他の3郡が海道に属する。海道3郡については発掘調査例が少ないため、栗原郡を中心みていく。8世紀前半まで土師器の様相が東北北部と共通する地域である。こうした状況は建郡後の8世紀後半に解消の方向へ向かうが、依然煮炊具に東北北部の影響を残し、その傾向を集落形態に反映する遺跡も認められる。

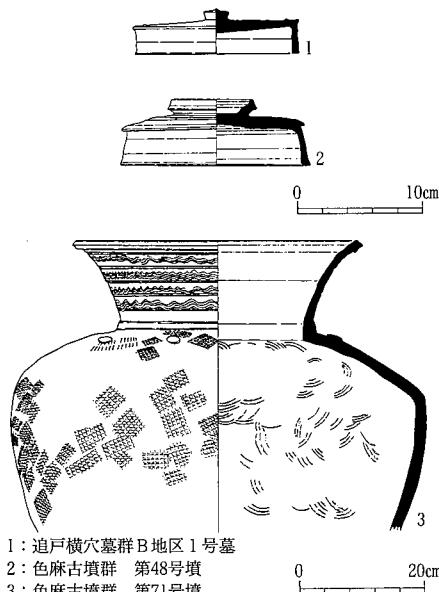
関東系土師器は7世紀中葉から認められるが、8世紀前半（③期）にピークがあり、8

世紀中頃には急減する。①・②期は遺跡が少なく、在地土師器が共伴しており、河川を利用した点的な移住が試みられた。③期になると2区まで建郡されたため、当地域への建郡を目的とした本格的な移住が行われた。この移住は2区北側で住居単位にみられた坂東スタイルが集落規模に拡大したものである(D類集落)。人・住まい・日用品が集落ごと持込まれた徹底的な移住である。

こうした背景としては、3区が墳墓や遺物のあり方からみて建郡前段階までの中央政権とのかかわりが希薄である一方、土師器などから北との結びつきが強かつたためと考えられる。南とのかかわりの少ないエミシの地なればこそ、陸奥南部からの人々を移配せず、集落ごと坂東スタイルを持込んだのである。彼らが使用した土師器は食膳具はもとより煮炊具も関東系土師器である。したがって、③期の本格的な移住には在来の土師器生産体制とは別の、関東系土師器を専門に作った人々が伴っていたと考える。御駒堂遺跡ではカマド構築材、方向にまで斉一制がある。このことは、住民が強い規制のもとに生活していたことを示すものといえ、周りをエミシに囲まれた地域に置かれた坂東人の緊張が伝わってくるようである。

3区はこれまでにない徹底的な移住が試みられたが、その建郡は2区のそれから半世紀以上も費やしている。1B区や2区のように移住に城柵が伴わなかったためである。したがって、官衙造営集落も認められない。さらに、建郡後はエミシの強力な抵抗にあい、3区以北の地域を巻き込んだ、いわゆる38年戦争が勃発する。こうした事態を招いた理由のひとつとしては、3区はもとより、2区(とくに北側)の蝦夷も北の地域との結びつきが続いていたためと考えられよう。

3区で坂東との関係がうかがえるものに桃生城跡から出土した外面同心円叩き甕があげられる(第14図)。他に2区の色麻古墳群や追戸横穴墓群からも出土している(註47)。これは須恵器中甕の外面に同心円叩きが施されるもので、常陸国を中心に下野や下総に分布しており、生産地は新治窯跡群と考えられている(山口:1994)(註48)。桃生城跡、追戸横穴墓とも常陸の編年観では8世紀前葉~中葉に位置付けられる。今回、桃生城跡や色麻古墳群の資料を実見したところ、胎土に新治産須恵器特有の雲母が認められなかつた(註



第13図 色麻古墳群、追戸横穴墓群出土上野系須恵器 (S = 1/6, 1/12)

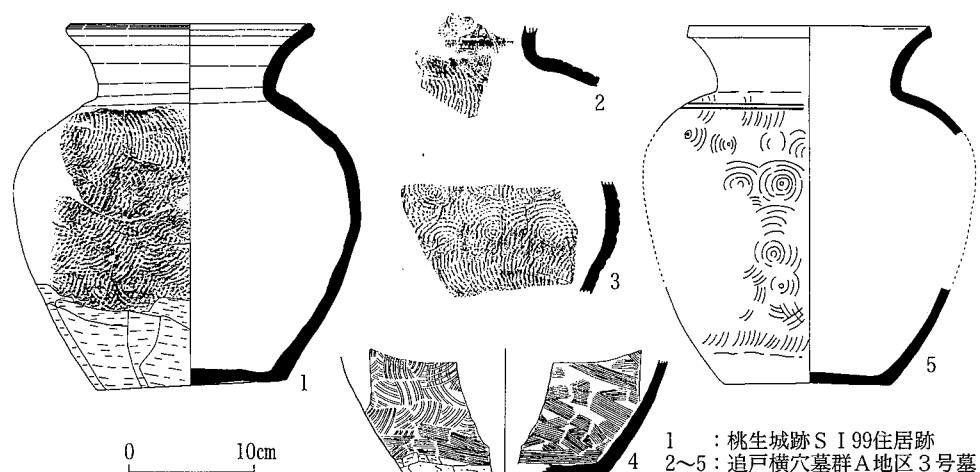
49)。したがって在地産とみられるが、桃生城跡や追戸横穴墓群のものは器形や胴部下端に手持ちヘラケズリが施される点が新治産の特徴を踏まえており、常陸国からの須恵器工人の移動もしくは工人間の技術交流があったと考えられる。

桃生城跡、追戸横穴墓群は海道に位置する。海道の須恵器継続生産は8世紀中頃以降行われるが、8世紀後半の海道の須恵器食膳具は形態や製作技法が山道に較べて古い様相を示している（中野・佐藤・阿波：1999）（註50）。外面同心円叩き甕はまさに海道への須恵器継続生産技術の開始時期のものであり、そこに常陸産須恵器との系譜関係が考えられる製品が存在することは、海道の須恵器生産に坂東の東海道諸国が関与した可能性を示唆しているものといえないのである（註51）。

IV. まとめ

7世紀中葉の陸奥国設置から8世紀代をとおして、律令国家は宮城県域の支配領域を北に拡大していった。まさに飛鳥・奈良時代の宮城県域は陸奥の北辺であった。この地域の土師器は、7世紀後葉から8世紀前半には地域差が存在し、3地域に大別、さらに南の1区はA・Bに細別できた。このため律令制は段階的に評・郡を設置して支配領域を北に拡大していったのである。とりわけ東北地方北部の影響が認められる1B～3区には、建郡以前の大和政権との政治的関係の実態（かかわり方の濃淡の度合）にあわせて、律令制北進のための方法（手段）が異なっていたのである。また、その実行にあたっては、陸奥南部はもちろん坂東が密接にかかわっていた。

今回は、陸奥国における律令制の北進のあり方を関東系土師器を中心とし、集落や住居



第14図 外面同心円叩き甕

S = 1 / 6

構造の分析をとおして検討してきた。今後はそれぞれの事象について、より細かなレベルで地域ごとの様相を考えていきたい。また在地土師器と関東系土師器の生産と製作した人々のかかわり、須恵器生産の技術的系譜関係などといった、手工業生産の観点からみた検討も必要である。

本稿を執筆するにあたり、以下の方々に助言や教示をいただきました。ご芳名を記して感謝申し上げます（敬称略）。とくに田中広明氏、長谷川厚氏には、関東の視点による陸奥と坂東とのかかわりについて、つねづね教示を受けてきました。これらの方にはお忙しい中、迷惑をおかけしましたが、その成果は充分生かすことができなかつたと思います。不足の点、考えがいたらなかつた点については、機会をみて改めて述べていきたいと思います。また、佐久間広恵氏には図版作成のお手伝いをいただきました。

最後になりますが、今泉隆雄氏、熊谷公男氏の数々の論考には折にふれて啓発を受けていることを明記しておきます。

阿部正光・佐藤和夫・佐藤敏幸・進藤秋輝・鈴木拓也・高橋誠明・辻 秀人・古川一明・三好秀樹

(註)

- 註 1 小井川・小川：1980、村田：1997など
- 註 2 宮城県における7世紀前葉から中葉の土師器一括資料は少ない。とくに3区（県北部）は泉谷館跡以外に該当資料がなく、この時期の様相を語ることはできない。したがって、比較的資料が充実している7世紀後葉以降の土師器変遷について検討する。
- 註 3 8世紀の土師器変遷は前葉・中葉・後葉に分けて考えているが、ここでは地域性の指摘を主眼とするため、前半と後半の変遷についてみていく。土師器変遷の詳細については別稿で述べる予定である。
- 註 4 黒川以北十郡に隣接して遠田郡がある。古代の郡域は、田尻町の東半部から小牛田町にかけてとみられる。この地域の7・8世紀代の様子はよくわかっていないが、現在のところ関東系土師器など坂東との関わりを示す遺構・遺物は知られていないこと、また、遠田郡は天平2年（730）、田夷の村をそのまま郡としたエミシ郡で、史料上、十郡とは別の扱いを受けていた（平川：1980、今泉：1992）ことから、後述する2区と在地土師器の様相が異なっている可能性がある。したがって、現時点では遠田郡を外して考えておく。
- 註 5 基準資料の出典は以下のとおりである。
 - 1区
 - ・郡山遺跡：仙台市文化財調査報告書第29・64・74・156集（1981・1984・1985・1992）
 - ・塩沢北遺跡：宮城県文化財調査報告書第67集（1980）
 - ・六反田遺跡：仙台市文化財調査報告書第72・102集（1984・1987）
 - ・下ノ内遺跡：仙台市文化財調査報告書第136集（1990）
 - ・郷楽遺跡：宮城県文化財調査報告書第134集（1990）
 - ・清水遺跡：宮城県文化財調査報告書第77集（1981）
 - 2区
 - ・一里塚遺跡：宮城県文化財調査報告書第135・179集（1990・1999）

- ・名生館遺跡：古川市文化財調査報告書第11集（1992）
 - ・東山遺跡：多賀城関連遺跡発掘調査報告書第14冊（1989）、宮崎町文化財調査報告書第8集（1998）
 - ・観音沢遺跡：宮城県文化財調査報告書第72集（1980）
 - ・関ノ入遺跡：河南町文化財調査報告書第4集（1990）
 - ・新田柵跡：田尻町文化財調査報告書第3集（1998）
 - ・天狗堂遺跡：田尻町文化財調査報告書第1集（1978）
 - ・金鑄神遺跡：宮城県文化財調査報告書第150集（1992）
 - ・下藤沢II遺跡：瀬峰町文化財調査報告書第6集（1988）
- 3区
- ・御駒堂遺跡：宮城県文化財調査報告書第83集（1982）
 - ・佐内屋敷遺跡：宮城県文化財調査報告書第93集（1983）
 - ・糠塚遺跡：宮城県文化財調査報告書第53集（1978）
 - ・長者原遺跡：栗駒町文化財調査報告書第3集（1995）
 - ・対馬遺跡：宮城史学5号（1977）
 - ・桃生城跡：多賀城関連遺跡発掘調査報告書第23冊（1998）
- 註6 宮城県南部における6～8世紀前半の土師器変遷については以前述べたことがあり（村田：1998）、今回の記述はこれにもとづいている。
- 註7 宮城県内における8世紀前半のロクロ土師器は、利府町硯沢窯跡（宮城県文化財保護課：1987）や色麻町日の出山窯跡（古川・太田：1993）などで認められる。消費地の例としては仙台市中田南遺跡第Ⅳ群土器（太田昭夫：1994）があるが、この時期は須恵器生産地で自己消費する段階と考えており、中田南例は特殊な例と言える。なお、現在のところ陸奥で最も古いロクロ土師器は、いわき市五反田A遺跡（廣岡・桜村：1999）の8世紀初頭のもので、この遺跡は須恵器工人集団の集落跡と考えられている。また、陸奥国におけるロクロ土師器の普及については、すでに仲田茂司氏（仲田：1994）や石本弘氏（石本：1996）が言及している。筆者もこの問題については別稿で詳しく述べたいと考えている。
- 註8 新器種の導入は官衙・寺院とその周辺、墳墓から始まり、しだいに一般集落へと普及する。
- 註9 こうした状況は2区以南の場合、官衙・寺院およびその周辺でも認められる。3区以北の地域は、郡家等の地方官衙やその付属寺院の様相が不明である。しかも、軍団が置かれず、兵士の徵募が行われなかつたことから公民制が未熟であったことが指摘されている（今泉：1992）。したがって、3区以北は1A区（郡衙支配）、1B・2区（城柵+郡家支配）とは地域支配のあり方が異なる（城柵支配）（八木：1996B）と考えられる。8世紀後半の3区でロクロ土師器が普及するのは、城柵とその周辺である。
- 註10 段を境に二段に内窓する壺は、東北地方北部に特徴的な器形である。このタイプの南限資料としては福島県新地町三貫地遺跡10号住居跡（玉川一郎ほか：1978）があげられる。
- 註11 3区が東北地方北部の土師器圏に含まれることについては、既に「御駒堂遺跡」（小井川・小川：1982）の報告書で指摘されている。
- 註12 食膳具は新器種を取り入れるが、それに較べて煮炊具は新器種の導入・普及が遅れる（煮炊具の保守性）。こうした状況は後述する関東系土師器と在地土師器の関係についても認められる。関東系土師器の使用者は主として移民であるが、1B区や2区では煮炊具は在地のものを使用することが多い。煮炊具の新器種への変換が遅れる理由としては、食膳具に較べて高度な製作技術が必要とされる点が大きいと考えられる。したがって、食膳具と煮炊具がセットで同時に新器種となる場合は、土師器を製作した人々が従来とは全く異なるか急激に変化した（在来の土師器生産体制の解体）ことを示すと考えられる。
- 註13 赤彩球胴甕が分布する地域は、「江釣子古墳型石室」をもつ群集墳が特徴的に認められる。杉本良氏はこうした葬送儀礼を共有する蝦夷集団が、赤彩球胴甕をもちいた祭祀で水系を越えた同盟を求めていたと考えている。

- 註14 3区における高坏は、8世紀前半代ではぼ姿を消すとみられる。これに対して東北北部では8世紀後半でも認められる。したがって、この時期に高坏をともなう遺跡は、赤彩球胴甕同様、東北北部とのつながりを持った集団が営んだ集落とみられる。
- 註15 変化がゆるやかなのは土師器だけではない。高清水町経ヶ崎遺跡では、1軒の大型竪穴住居と数軒の中型もしくは小型の竪穴住居がセットとなり、これが複数以上のブロック（単位集団）からなる集落が発見されている（佐藤憲幸：1998）。こうしたあり方は、奈良時代の北上川中流域の集落構造（相原：1992）と共通している。なお、3区の栗原郡周辺の土師器や集落構造の変遷と律令制の浸透過程とのかかわりについては、別稿を予定している。
- 註16 文献史学からの検討によると、帰服した蝦夷は数十年間、数代にわたって課役が免除され、身分は蝦夷・俘囚に位置付けられた。また、2・3区（=辺郡、近夷郡）に居住した蝦夷は、公民である移民系住民とは別に集団を形成していた（今泉：1992）。3区や2区北辺で建郡後の一定期間、東北北部系統の土師器や集落形態を残すのは、こうしたゆるやかな支配が行われたためと考えられる。
- 註17 東北大考古学研究会で発表の際、その点を指摘している（村田：1998）。
- 註18 黒川以北十郡は、前段階の部分的建評を踏まえ、遠田郡を除くIII区に多数の柵戸を移配して人為的に編成した均質で小規模な郡である（今泉：1992）。
- 註19 栗団式土器の理解については、いくつかの論考があり必ずしも一致しているわけではない。ここでは宮城県南部の土師器編年を考えた拙稿（村田：1998）の理解（6世紀末頃から8世紀前半を4段階に細分）にもとづく。
- 註20 関東系土師器の変遷は、長谷川厚氏が1993年の論文で述べており（長谷川：1993a）、今回提示した案はこれをベースにして新資料等を加えている。
- 註21 その一つが名生館遺跡I期官衙である。
- 註22 第I表で栗遺跡の住居番号に○が付くものは、出典が東北学院大考古学研究部：1979を指す。また、名生館遺跡は土器が住居に伴う形で出土するものが少なく、多くは堆積土からの出土である。しかし、これらの住居はほとんどが後述する関東型カマドをもっており、廃絶後埋戻されていることから、住居機能時のセット関係をある程度反映していると判断した。
- 註23 焚口部の側壁と天井、もしくは天井を土師器甕で補強したもの。天井部は2個以上の甕を入子状に連結している。
- 註24 御駒堂遺跡で注目され（小井川・小川：1982）、その後東山遺跡で類例の追加が行われた（村田ほか：1992）。
- 註25 名生館遺跡では北西部の調査で白色粘土の採取を目的とした採掘坑が確認されている（天野：1999）。
- 註26 白色粘土を用いない関東型カマドは、地域や時期が異なっている。このうち、泉谷館は3区への移住としては最古の①期である。3区への移住は後述するように①期～②期の試験的段階をへて③期に本格化し、これに伴って白色粘土のカマドを採用している。関東型カマドが白色粘土を採用した過程を知る上で貴重な例といえる。
- 註27 8世紀後半に關東系土器がみられなくなる理由の一つは、移住する人々（柵戸）が罪人・浮浪人・乞食などに変質したことがあげられている（今泉：1992）。
- 註28 郡山遺跡や名生館遺跡のII期官衙造営がこれにあたる。
- 註29 各遺跡の文献・資料は以下のとおりである。
- ・一里塚遺跡：宮城県文化財調査報告書第135・179集（1990・1999）
 - ・山王遺跡：宮城県文化財調査報告書第174集（1997）
 - ・権現山遺跡：第17回古代城柵官衙遺跡検討会資料（1991）
 - ・赤井遺跡：宮城県考古学会古墳時代研究部会資料（1999）
- 註30 西の区画では、掘立柱建物や竪穴住居の方向に規則性があり、8世紀前葉は建物がL字型の配置をとる。これに対し、東は竪穴住居のみで土器が多量に出土している。したがって、西の区画は官

- 衙造営の指導者層があり、東の区画は造営に従事した技術者や労働者の生活空間であったと考えられる。また、双方の区画の前後関係は今のところ不明であるが、北辺の外郭施設がクランク状になること、東の区画のみに濠の掘直しがあることから、最初から併存していたわけではなく、最初の区画ができる後、ある程度の時間差をおいてもう一方の区画が接続したと考えられる。
- 註31 こうした環濠集落が、陸奥の辺境に造られた経緯は現在のところ不明である。福島県本宮町高木遺跡で7世紀代の集落内部に大溝が検出されているが、筆者のいう環濠集落とは大溝（濠）の形態や利用のされ方に違いがあるように思える。こうした集落の出自を考える上で重要な遺跡であり、その成果に注目していきたい。
- 註32 さらに想像をたくましくすれば、環濠には資材の運搬路や官衙造営に最も重要な、木材の貯木場といった使われ方もあったのではなかろうか。
- 註33 名生館遺跡の西に隣接して高峴遺跡がある。発掘調査の結果、小規模な掘立柱建物と竪穴住居から構成される集落跡で、時期は8世紀後半から9世紀中頃とみられる。名生館の集落跡とは時期や構成要素に違いが認められる。
- 註34 東山遺跡の調査は、遺跡が立地する台地の全域に及んでいるが、土器や住居に関東からの移住者の痕跡がみられるのは、いずれも官衙北東部である。この地域は官衙創建後も小規模な掘立柱建物や竪穴住居が変遷する地域で、これらは工房を中心とした施設群とみられる。ここに関東からの移住者がいたことは、彼らが技術者であったことを示唆するのではなかろうか。
- 註35 名生館遺跡小館地区の第I期（7世紀後葉）の遺構は、竪穴住居と掘立柱建物から構成される。方向はいずれも北に対して西偏する。こうしたあり方は同時期の城内地区が掘立柱建物と区画溝からなり、真北を向くのとは大きく異なっている。小館地区第I期の遺構が官衙造営段階と創建段階に仕分けが可能となれば、前者はC類集落に加えることができる。
- 註36 御駒堂遺跡と山ノ上遺跡は約700m離れるが、同一台地上に立地しているため、同じ集落であった可能性がある。この場合、住居数は100軒を優に超える、との指摘がある（小井川・小川：1982）。
- 註37 山王遺跡の環濠集落は8世紀前半頃であるが、この時期の遺構は残りが悪く土器等の出土も少ない。将来、残りの良い遺構から③期の関東系土師器が多量に出土することを期待する。
- 註38 名生館遺跡の場合、移民の竪穴住居は官衙内部の小館地区から多数検出されている（②～③期）。
- 註39 関東系土師器が食膳具だけ認められ、その量も少ないケースは土器だけの移動もあることを考慮しなければならない。
- 註40 畿内産土師器については、林部均氏に教示いただいた。亘理評家や奈良時代の亘理郡家の位置は確定していない。堀の内遺跡は畿内産土師器が出土したことで、その有力な候補に挙げられよう。なお、報告書で畿内産土師器についての記載はない。
- 註41 山王遺跡出土の補強帶大甕の観察は、田中広明氏とともにを行い、多くの教示をいただいた。
- 註42 関東の生産地の類例としては、埼玉県羽尾窯跡や栃木県南高岡窯跡、茨城県幡山窯跡などが挙げられる。
- 註43 こうした意味で、宮沢遺跡（玉造柵跡）内から赤彩球胴甕が出土したことは興味深い。
- 註44 外面同心円叩き甕を出土した色麻古墳群第122号墳は、確認のみで詳細は不明だが、横穴式石室の一部に凝灰岩の切石を用いている。凝灰岩を使用した石室の例としては、平面形は異なるが仙台市法領塚古墳があげられる。法領塚では石室の規模・平面形とともに玄室奥半の床に凝灰岩切石を用いる技法が、茨城県北東部から福島県いわき市にかけての「多珂国造」の支配地域に認められるとの指摘がある（古川：1996）。そこから常陸国の系譜を持つ外面同心円叩き甕が出土したことは、色麻古墳群の形成に從来指摘されてきた埼玉県北西部から群馬県南東部のほかに茨城県域が関わっていた可能性を示唆するものかもしれない。
- 註45 古川氏は宮城県内の横穴墓を検討し、2区の横穴に形態が関東地方南部や房総に類似するものがあるとしたうえで、墳墓のこうした事象は、それぞれの墓の系譜が移民の出自を示すと指摘している（古川：1996）。
- 註46 上野型有蓋短頸壺の蓋は涌谷町追戸横穴墓群B地区1号墓からも出土している。

- 註47 ・桃生城跡SI99住居跡：多賀城関連遺跡発掘調査報告書第23冊（1998）
 ・色麻古墳群第122号墳：宮城県文化財調査報告書第103集
 ・追戸横穴墓群A地区3号墓：涌谷町文化財調査報告書第4集（1999）
- 註48 外面同心円叩き甕については、赤井博之氏から教示をいただいた。
- 註49 桃生城跡の資料観察にあたっては、宮城県多賀城跡調査研究所の配慮をいただいた。
- 註50 山道の須恵器変遷については、過去の見解（村田：1992）と基本的に変わっていない。その際、海道の須江代官山1号窯の年代を8世紀中頃中心と考えていたが、佐藤敏幸氏らの指摘のとおり、8世紀後葉と改めることとした。
- 註51 伊場野窯跡出土瓦を分析した進藤秋輝氏は、多賀城創建瓦生産のごく初期段階は坂東の東海道諸国がかわっており、その展開が海道地方でなされた。そして、海道は概念上の所産ではなく、東海道の延長の地域として物資の海運、造営、生産を担う実質的な地域と位置付けている（進藤：1996）。今回、須恵器の系譜について外面同心円叩き甕から海道と東海道諸国とのかわりの一端を述べた。これに対し、山道は同心円叩き甕はあるが、全体の印象としては東山道諸国との結びつきが強いと考えられる。今後はこうした見通しで須恵器の系譜を考えていきたい。

【引用・参考文献】（五十音順）

- 相原康二 1992 「古代の集落と生活」 新版『古代の日本』 第9巻 東北・北海道 pp137～160
- 天野順陽 1999 「名生館遺跡」 『名生館遺跡 下草古城跡ほか』 宮城県文化財調査報告書第181集 pp 1～78
- 石本 弘 1996 「丸底から平底へ」 『論集しのぶ考古』 pp323～350
- 伊藤博幸 1989 「陸奥国の黒色土器－岩手・宮城地域」 『東国土器研究』 第2号 pp 1～15
- 今泉隆雄 1989 「8世紀前半以前の陸奥国と坂東」 『地方史研究』 第221号 pp37～45
 1992 「律令国家とエミシ」 新版『古代の日本』 第9巻 東北・北海道 pp163～198
 1999 「律令国家と蝦夷」 新版『県史』 第4巻 宮城県の歴史 pp29～73
- 太田昭夫 1994 『中田南遺跡』 仙台市文化財調査報告書第182集
- 加藤道男 1989 「宮城県における土師器研究の現状」 『考古学論叢』 II pp277～329
- 神谷・桜岡 1997 「群馬県」 『東国須恵器』 古代生産史研究会 '97シンポジウム pp121～145
- 窟田 忍 1995 『狐塚遺跡』 山元町文化財調査報告書
- 菊池佳子 1993 「東北地方における須恵器の生産と流通」 東北大学大学院文学研究科修士論文
- 小井川・小川 1982 「御駒堂遺跡」 『東北自動車道遺跡調査報告書』 VI 宮城県文化財調査報告書第83集 pp307～584
- 小井川・村田 1994 「古代東北地方南部の集落と生業」 『北日本の考古学』 pp175～200
- 古代城柵官衙遺跡検討会 1998 「城柵と地域社会の変容」 『第24回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 pp67～158
- 斎野・結城 1994 『南小泉遺跡－第22次・23次発掘調査報告書－』 仙台市文化財調査報告書第192集
- 佐藤・村田 1996 「東北の煮炊具」 『古代の土器研究－律令的土器様式の西・東4 煮炊具－』 pp49～66
- 進藤秋輝 1996 「海道と牡鹿柵」 『石巻の歴史』 第1巻 通史編（上） pp231～254
- 杉本 良 1998 「岩手県北上盆地における蝦夷集団の動態」 『考古学研究』 第45巻第1号 pp71～89
- 鈴木勝彦 1991 「名生館官衙遺跡」 『第17回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 pp126～131
- 高橋誠明 1991 「権現山遺跡の概要」 『第17回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 pp37～41
- 高橋・村田 1996 「陸奥国における7世紀の様相」 『飛鳥・奈良時代の諸問題 I』 pp31～144
- 田中広明 1993 「補強帶のある大甕の生産と流通」 『埼玉考古』 第30号 pp291～317
 1995 「関東西部における律令制成立までの土器様相と歴史的動向」 『東国土器研究』 第4号 pp155～178

- 1996 「武藏国の加美郡と陸奥国の賀美郡」『埼玉考古』第32号 pp179~195
- 玉川一郎ほか 1978 『三貫地』 新地町埋蔵文化財調査報告書
- 千葉県文化財センター 1992 「古墳時代(2)」『房総考古学ライブラー』6
- 辻 秀人 1990 「東北古墳時代の画期について(その2)」『考古学古代史論叢』pp323~347
1992 「古墳の変遷と画期」新版『古代の日本』第9巻 東北・北海道 pp107~133
- 1996 「蝦夷と呼ばれた社会」『古代蝦夷の世界と交流』古代王権と交流1 pp215~248
- 手塚・加藤・岩見 1990 「一里塚遺跡」『寂光寺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第135集 pp35~166
- 仲田茂司 1989 「陸奥国における奈良時代土師器の地域性について」『歴史』第72輯 pp73~104
1994 「東北地方におけるロクロ土師器の受容とその背景」『考古学雑誌』第79巻第3号 pp55~91
- 中野・佐藤・阿波 1999 「須江窯跡群の窯業生産開始について」『調査研究報告』第5号 石巻文化センター pp5~32
- 長谷川厚 1992 「古墳時代後期土器の研究(4)」『神奈川考古』第28号 pp79~100
1993 a 「関東から東北へ」『21世紀への考古学』pp145~157
1993 b 「赤い土器・黒い土器」『翔古論聚』pp257~284
1995 「東国における律令制成立以前の土師器の特徴について」『東国土器研究』第4号 pp201~221
- 平川 南 1980 「宮沢遺跡に関する文献上の検討」『東北自動車道遺跡調査報告書』III 宮城県文化財調査報告書第69集 pp215~223
- 廣岡・樋村 1999 『五反田A遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第57冊
- 古川一明 1987 「色麻古墳群の諸問題」『北奥古代文化』第18号 pp25~31
1996 「北辺に分布する横穴墓について」『考古学と遺跡の保護』pp255~272
- 古川・太田 1993 『日の出山窯跡群』色麻町文化財調査報告書第1集
- 古川・藤沢 1989 「宮城県における横穴式石室の受容」『東日本における横穴式石室の受容』第10回 三県シンポジウム資料 pp1004~1029
- 宮城県文化財保護課 1987 『硯沢・大沢窯跡ほか』宮城県文化財調査報告書第116集
- 宮城県文化財保護課 1997 『堀の内遺跡』亘理町文化財調査報告書第7集
- 三好・藤村 1999 『一里塚遺跡 第44・47次発掘調査報告書』宮城県文化財調査報告書第179集
- 村田晃一 1992 「多賀城周辺における奈良・平安時代の須恵器生産」「東日本における古代・中世窯業の諸問題」シンポジウム資料 pp103~117
1995 「宮城県における6・7世紀の土器様相」『東国土器研究』第4号 pp1~13
1997 「陸奥中部にみる北との交流」『蝦夷・律令国家・日本海』日本考古学協会秋田大会シンポジウムII・資料集 pp243~271
1998 「粟畠式土器の成立と展開」『考古学の方法』第2号 pp36~41
- 村田・丹羽 1992 『東山遺跡』VI 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第17冊
- 八木光則 1993 「古代斯波郡と爾薩体の土器様相」『北日本における律令期の土器様相』第18回古代城柵官衙遺跡検討会シンポジウム pp11~19
1996 a 「東北北部の終末期古墳群」『岩手考古学』第8号 pp61~80
1996 b 「蝦夷社会の地域性と自立性」『古代蝦夷の世界と交流』古代王権と交流1 pp249~280
1998 「陸奥における土師器の地域性」『岩手考古学』第10号 pp57~66
- 山口耕一 1994 「北関東地域における茨城産須恵器について(上)」『研究紀要』第2号 栃木県埋蔵文化財センター pp109~130
- 渡辺 一 1991 「関東・東北地方の須恵器供膳形態にみる地域性」『埼玉考古』第28号 pp49~69